

平成二十二年十二月十日 午前十時開議

△開 議

○事務局長（有江喜久雄君） 御起立ください。一同、礼。

○議長（兼田勝久君） これから本日の会議を開きます。会議は、お手元に配付してあります日程により議事を進めます。

ここで、福祉部長より発言が求められておりますので、これを許可します。

○福祉部長（谷山昭平君） 先般の十二月六日の本会議で、里山議員の放課後児童クラブに関する質疑に対しましての答弁で、改正後の補助金額が五十人を超えると減額になっていると申し上げましたが、このうち五十人を七十人に訂正をして、おわびを申し上げます。申しわけございませんでした。

△日程第一 議案第一一〇号始良都市計画事業帖佐第一地区
土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例の件

○議長（兼田勝久君） 日程第一、議案第一一〇号始良都市計画事業帖佐第一地区土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

建設水道常任委員長の報告を求めます。

〔建設水道常任委員長田口幸一君登壇〕

○建設水道常任委員長（田口幸一君） ただいま議題となりました議案第一一〇号始良都市計画事業帖佐第一地区土地区画整理事業

施行に関する条例の一部を改正する条例の件について、審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会は、全委員出席のもと十二月七日、八日に開催し、関係職員の出席を求め、詳細に審査いたしました。

帖佐第一地区土地区画整理事業については、移転及び工事等が完了し、換地処分のもどもつき、清算金の徴収または交付までの工程が見えてきましたので、今回、土地区画整理法施行令に基づき条例の一部を改正しようとするものであります。

主なる質疑を申し上げます。

質疑、利子の率変更による差額は概算で幾らになるか。

答弁、負担の軽減が図られるということで、具体的計算はしておりません。定額と定率とありますので、今後検討していきたいと考えます。

以上で質疑を終結し、討論に入りました。討論はなく、採決の結果、議案第一一〇号始良都市計画事業帖佐第一地区土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例の件については全委員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設水道常任委員長の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。委員長、降壇をお願いいたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第一一〇号始良都市計画事業帖佐第一地区土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例の件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第一一〇号始良都市計画事業帖佐第一地区土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例の件は、委員長報告のとおり原案可決されました。

△日程第二 議案第一一二号平成二十二年度始良市一般会計補正予算（第六号）

○議長（兼田勝久君） 日程第二、議案第一一二号平成二十二年度始良市一般会計補正予算（第六号）を議題とします。

本案は、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託してありますので、審査の経過と結果について各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

〔総務常任委員長有馬研一君登壇〕

○総務常任委員長（有馬研一君） ただいま議題となりました議案第一一二号平成二十二年度始良市一般会計補正予算（第六号）の総務常任委員会所管部門について、審査の経過と結果について報告いたします。

当委員会は、全委員出席のもと十二月七日、九日に開催し、関係職員の出席を求め、現地調査を含め詳細に審査いたしました。

まず、総務部関係の主なものについて報告いたします。

財産管理費の千二百三十六万九千円は、光回線を利用して各庁舎間の電話を内線化するＩＰ電話交換機等改修委託料及びマイクロバス出入り口改修工費が主なものです。

水道事業費の千七百二十七万二千円は、蒲生地区の中福良・久末地区の無水源地域簡易水道整備事業に係る償還金が主なものです。

賦課徴収費の九百二十万二千円は、国税連携システム改修委託料並びに国税連携一時負担金等が主なものです。

選挙費の百二十四万一千円は、平成二十三年三月実施の農業委員会選挙及び四月実施の県議会議員選挙に係る経費が主なものです。

主な質疑を申し上げます。

質疑、庁舎間をＩＰ電話にすることでのメリットは何か。

答弁、これまで外線でつないでいた庁舎間の電話が内線でつながることで、外線の電話代が節減されます。

質疑、木津志・堂山郵便局の事務補助者賃金の増額理由は何か。

答弁、長期雇用職員が退職し、その引き継ぎで一カ月分の賃金が必要となったことと、年休をとった場合の代替職員の賃金が必要となり、当初予定より増額となりました。

次に、企画部関係の主なものについて報告いたします。

情報管理費の北山・木津志・上名・漆地区のブロードバンドサービスの未提供地域の解消を図るためのブロードバンド・ゼロ地域解消事業に対する補助金二千六百万円と観光費の山田凱旋門周辺の観光用駐車場を整備するための工事請負費四百三十八万円などが主なものです。

主な質疑を申し上げます。

質疑、ブロードバンド・ゼロ地域解消事業の今回の対象地区は、高齢者の多い地域と思うが、効果的な事業と言えるのか。

答弁、そのことは気になったところであったので、アンケート調査を実施し、インターネットを使用する、使用したいという世帯が一八・九七%ありました。同事業を実施した自治体と比較したときに、その数字は高い数字と聞きましたので実施することにしました。質疑、山田凱旋門のところを史跡公園としての整備はできないか。答弁、地域の方々と一緒になって取り組むことが重要と考えます。招魂社については、教育部との協議も必要かと思えます。

次に、消防関係の主なものについて報告いたします。消防施設費の二十万五千円は、財団法人日本消防協会から贈呈される多機能型車両、時価八百万円相当、単独購入の場合は千三百万となります、の納入にかかわる諸経費です。

主な質疑を申し上げます。質疑、多機能型車両は、蒲生分団が所有する従来のものと交換をするのか。

答弁、蒲生分団では、現在ポンプ車が一台、積載車が一台、今回の車両を合わせると三台になります。交換も視野に入れていますが、まだ決定しておりません。

以上で質疑を終結し、討論に入りました。討論はなく、採決の結果、総務常任委員会に付託されました議案第一一二号平成二十二年度始良市一般会計補正予算（第六号）は全委員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

これで総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありま

せんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。委員長、降壇ください。

次に、市民福祉常任委員長の報告を求めます。

「市民福祉常任委員長横山 弘君登壇」

○市民福祉常任委員長（横山 弘君） 引き続き市民福祉常任委員会に付託されました議案第一一二号始良市一般会計補正予算（第六号）の審査と結果を報告いたします。

当委員会は、全委員出席のもと十二月七日、九日に開催し、関係職員の出席を求め、詳細に審査をいたしました。

平成二十二年度始良市一般会計補正予算（第六号）のうち、市民生活部の概要を御説明いたします。

まず、市民課ですが、戸籍住民基本台帳費に二、三月の繁忙期の窓口事務補助者賃金と窓口証明係用に戸籍システム追加委託料を、商工総務費は二十三年度の消費生活センター設置に向けての専門相談員一名の二、三月分の賃金の計上です。

次に、保険年金課は、国民年金費が、年金の異動・給付事務や年金未支給・障害年金相談等の窓口業務で取り扱う事項が、合併に伴い前年度より件数が増大し、加えて、来年の住民異動時期における窓口業務を考慮して事務補助者を二人体制で行い、住民サービスの向上を図るための賃金の計上です。

また、国民健康保険費は、本年度当初の出産予定者に対しての十名増の出産育児一時金繰出金、後期高齢者医療費は医療システムのライセンス更新及びネットワーク接続変更手数料と在宅保健師謝金

の事務費繰出金が計上されております。

歳入につきましては、後期高齢者医療費の過年度医療費負担金返還金が諸収入で計上されております。

次に、健康増進課ですが、保健衛生総務費で新型インフルエンザ接種費用にかかる時間外勤務手当や消毒液購入の消耗品費及び予防費に医療機関に支払うワクチン接種委託料の計上です。

歳入につきましては、新型インフルエンザ接種費用の国の補助変更等による県補助金の減額補正です。

次に、生活環境課ですが、環境衛生費は二十三年度用ごみカレンダー、転入者用にごみ分別ポスターの印刷製本費と県都市環境衛生問題協議会への出会費用を、塵芥処理費は目金処分場前処理設備の修繕料と資源有価物処分料返還金を、新規事業で労働諸費において、旧始良町重富干潟と錦江湾が公園として指定される見込みのため、県ふるさと雇用再生特別基金事業補助金を活用して国立公園エコツーリズム拠点整備事業を今年度から二年間にわたり実施し、観光の拠点整備に向けた取り組みを進めるための委託料が計上されております。

歳入では、県補助金でふるさと雇用再生特別基金事業費補助金、諸収入で旧始良町・旧蒲生町の再商品合理化拠出金の計上です。

主なる質疑を申し上げます。

市民課において、質疑、市民課の窓口来庁者は一日何名か。自動交付機の導入は考えないかに対し、答弁で、一月から七月までの窓口来庁者は、一日平均二百七十人、加治木支所百二十七人、蒲生支所三十七人、転入転出入力業務は、本庁二十四件、加治木支所九件、蒲生支所二件です。自動交付機は、課で検討しているが、市単独と

なると設置費用が大きいので時期尚早だと考えています。

次の質疑で、消費者相談員を二名体制にする理由は何か。また、相談の主なものは何かに対し、答弁で、センター化されると常時相談員が常駐しなければなりません。相談者には高齢者も多く、センターへの来庁に困難も多いので、支所の窓口の拡充を図るために増員します。相談の主なものは、最近目立っているのは、生活保護に該当しない生活困窮の方や相続関係の相談です。

生活環境課の質疑で、日本容器包装リサイクル協会からのペットボトル、プラスチックの再商品化費用の拠出金の雑入に、旧加治木町の分がないのはなぜか。

答弁で、旧加治木町は、分別状況の違いから日本容器包装リサイクル協会への手続ができず、ペットボトル、プラスチックは独自のルートで処分しています。今後の取り扱いについては県とも協議をしています。

次の質疑で、ごみカレンダーは地区ごとにつくるのかに対し、A四サイズで各地区を一冊にまとめ、環境家計簿も掲載することとしております。

健康増進課の質疑に対し、インフルエンザ予防接種助成対象者は何人いるのか。また、一人当たりの助成を幾らで計上しているのかに対し、答弁で、一歳以上十九歳未満が一万三千三百二十六人、六十五歳以上が一万九千二百四十二人です。助成額につきましては、一人千五百円、また十三歳未満は二回接種となりますので、二回目は千三百円です。接種率約七〇%で計上しています。

保険年金課の質疑で、出産一時金の繰出金の増については、出生率がふえているのかに対し、答弁で、出生件数がありますので国保

の実績から見ると今の時点から言いますと増加の傾向にあると考えます。

質疑として、重複・頻回受診者の数はどのくらいに對し、答弁で、個人情報等もあり数の把握はできませんが、広域連合でレセプトから抽出してもらって、約二十件と考えています。

次に、平成二十二年度始良市一般会計補正予算（第六号）の福祉部の概要を説明いたします。

歳出の補正につきましては、障害者自立支援給付事業や入所児童の増加に伴う児童福祉施設費の扶助費と、国の地域介護・空間整備事業に基づきグループホームにスプリンクラーを設置する補助金と、医療費扶助の増加に伴う生活保護扶助費等が主なものです。

次に、歳入は、障害者自立支援給付費国庫負担金から障害者自立支援医療給付費負担金の前年度精算金の計上です。今回の歳出補正予算に基づいた国庫補助金など歳入見込み額が計上されております。主なる質疑を申し上げます。

社会福祉課においては、特に報告するような質疑はありませんでした。

児童福祉課の質疑で、放課後児童対策事業委託料で、高井田児童クラブとさんさん児童クラブの委託料が制度改正後に減になっているのはなぜか。

答弁で、高井田児童クラブは、当初障害児の受け入れ予定でしたが、入所がなかったため、障害児加算がつかなかったためです。また、さんさん児童クラブは、年度途中の開設だったため減額となりました。

次の質疑で、保育所へ入所の円滑化について、国の一部改正はど

のようなものかに對し、答弁で、国の定める最低基準は変わりません。これを遵守した上で、施設として受け入れられれば受け入れてよいということです。

長寿障害福祉課の質疑に對しまして、重度心身障害者医療費助成について、受給者証の交付者数と申請者数は何名か。また、医療費助成の申請に当たっては、本人が申請しなきゃならないのかの質疑に對し、交付者数は千八百三十三人、申請者数は千五百十三人です。医療費助成申請は、基本的には本人の手続によりますが、新市においては、申請場所は市内の医療機関の窓口でもできるようにしております。

また、質疑で、障害者更生訓練費給付事業については、四月からの法改正により利用対象者が拡大したとのことだが、その内容はどうなっているかに對し、答弁で、従前は自立支援給付の負担金がゼロの方、生活保護者が対象だったが、改正により低所得一、二の方が負担金ゼロになり、新たな対象者が十八人ふえたことです。

次の質疑で、自立支援医療費給付について、人工透析にかかる医療費はどのくらいか。また、個人負担は幾らかに對し、答弁で、医療費は、入院患者で月約七十万から八十万円、通院患者で月約三十万から四十万円、個人負担は医療保険の特定医療疾病に該当し、月一万円が上限となっております。さらに自立支援医療により、所得に応じ負担上限額がゼロ円、二千五百円、五千円となっております。また、人工透析につきましては、身体障害者手帳の一級の対象でありますので、自己負担分につきましては、申請により重度心身障害者医療費助成の給付があります。

以上で質疑を終結し、討論に入りました。

委員より、待機児童解消に関しては、国の基準を廃止し緩和する改定が行われ、それに基づき私立保育園の定員増が行われたが、日本の保育所の水準は諸外国と比較すると極めて低いもので、それを入所上限を廃止して児童数をふやすということは、詰め込み保育になっ
ていき、さらなる保育の低下につながる。

また、事故も多発していく可能性もあり、待機児童の解消であっても子どもが犠牲になっ
てはならない。定員を超えた受け入れではなく、保育所の増設と最低基準の改正を求め
るべきという立場から反対する
という反対討論がありました。

採決の結果、議案第一一二号始良市一般会計補正予算（第六号）、市民福祉常任委員会に付託になった件については出席委員全員の賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、市民福祉常任委員長の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（兼田勝久君） しばらく休憩いたします。

午前 十時二十五分休憩

午前 十時二十六分開議

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市民福祉常任委員長（横山 弘君） 最後に採決の結果を申し上げますが、出席委員全員というふうに申し上げたそうで、出席委員賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しましたということに変更させていただきます。失礼いたしました。

○議長（兼田勝久君） 改めまして、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。委員長、降壇ください。

次に、産業文教常任委員長の報告を求めます。

「産業文教常任委員長笹井義一君登壇」

○産業文教常任委員長（笹井義一君） 引き続きまして、産業文教常任委員会に付託されました議案第一一二号平成二十二年度始良市一般会計補正予算（第六号）の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

委員会は、十二月六日と七日、九日に開催し、全委員出席のもと、現地調査を含めて詳細に審査いたしました。

教育部関係について、主なものを報告いたします。

教育部の補正額は四千二百二十九万六千円で、補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ二十一億四千四百四十六万円です。

歳出から申し上げます。

教育総務課は、平成二十三年四月から開設が予定されている、竜門小学校の特別支援教育に係る教員用のパソコンなど管理備品の購入費と、帖佐中学校が総合学習の体験用地等として借用していた土地を、土地開発基金から市が買い戻すための経費が主なものです。

学校教育課は、教科書改訂に伴う教師用教科書・指導書及び指導用教材の購入費、小学校就学前奨励事業の扶助費の増額及び私立幼稚園就園奨励費補助金の追加計上が主なものです。

社会教育課は、公民館関係で、脇元地区公民館の自動ドア修繕及

び始良公民館グラウンドのバックネット改修工事費が主なものです。文化財関係では、北斗信仰石碑の修復業務委託料、歴史民俗資料館は障害者用リフトの故障に伴う修繕料が主なものです。

図書館は、職員の退職に伴い臨時職員を配置するための賃金及び中央図書館の駐車場に一時停止の標識等を取りつけるための経費の計上が主なものです。

保健体育課は、宮崎で発生した口蹄疫のため始良地区体育大会が中止となり、体育協会の各競技団体に対する強化費、派遣費等が不要になったことによる減額と、加治木運動場の整備を行うトラクターのアタッチメントの修繕料の計上が主なものです。

学校保健関係は、新型インフルエンザの流行に備えるため、学校や教育施設に置く予防用マスクや消毒液の購入費を計上しました。

蒲生学校給食センター関係では、冷凍・冷蔵庫等の入札執行残の減額が主なものです。

歳入は、教育雑入に、公民館講座の受講料を追加計上しています。債務負担行為の補正は、竜門小学校の特別支援教育用のプレハブ教室をリースにより設置するもので、県の許可次第執行することになります。

質疑の主なものを申し上げます。

まず、教育総務課関係でございます。

質疑、取得する用地は、平成二十二年二月二十四日に購入後買い戻しとなっている。期間が短い登記はどのようになっていくか。

答弁、二月二十五日付、始良町長名で登記されています。

次に、学校教育課でございます。

質疑、教育振興費の使用料及び賃借料の集団宿泊バス借上げ料

について、執行残の金額が多いが理由は何か。

答弁、年度によって場所が霧島や南薩等に変わります。また、バスは五、六台依頼しますので、入札した結果、金額が当初の見込みより安い金額になりました。

質疑、教育振興費のパソコンの借用料及び健康増進特別事業補助金については執行残があるがどのような理由か。

答弁、パソコンは、建昌小学校と始良小学校のリースが八月末で切れていますが、リースの入れかえ時期を他の学校と合わせるため、現在は譲渡の形で無料で使用しています。健康増進特別事業については、小学校一泊二日、中学校二泊三日の集団宿泊学習となります。バスの借上げなどで予算の執行残が発生しました。

次に、社会教育課です。

質疑、脇元地区公民館自動ドア修繕及び始良公民館グラウンドバックネット改修工事について内容を説明せよ。また、文化財の北斗信仰石碑修復業務委託について、北斗信仰石碑の文化財的価値について説明せよ。

答弁、脇元地区の公民館の自動ドアは、モーターが壊れているので取りかえます。始良地区公民館グラウンドバックネット改修工事については、支柱のうち数本が腐食しているため、土台だけ残して支柱全部を取りかえます。北斗信仰石碑は、指定文化財ではありませんが、始良市に一つしかない貴重な文化財であるため、修復し、市の所有として所有地に移す予定です。

図書館、質疑、正規職員が退職して、そのかわりに長期臨時職員を雇用するという事になっているが、正規職員の退職に対しては、正規職員を補充するべきではないか。

答弁、今回は年度途中退職のため、来年の三月末までは長期臨時職員で対応し、来年度は正規職員を要望します。

次、保健体育課、質疑、冷凍冷蔵庫について、百五十六万七千円の減額補正の理由を示せ。

答弁、予算は業務用の冷蔵庫で定価の表示がなく、見積価格より低い二百五十万円の予算を計上していましたが、入札により低い金額となったため減額の補正をしています。

引き続き、農林水産部に関する歳入歳出の主なものを報告いたします。

農林水産部の補正額は七百二十三万七千円の減額で、補正後の予算総額は九億七千九百六十万四千円です。

歳出から申し上げます。

農政課、始良市は、四月二十日、宮崎県都農町で発生した口蹄疫の防疫対策として、四月二十八日から湧水町の消毒ポイントへ職員を派遣し、また、霧島市とは共同の消毒ポイントを設置するなど、県内への口蹄疫侵入防止策を実施するとともに、子牛の競り市延期による農家の支援対策を実施しました。

今回の補正は、七月二十七日の移動制限等の解除により、六月及び九月議会で計上していた経費、防疫対策消毒作業のための職員の時間外手当及び委託料、防護服等の購入のための消耗品費、消毒作業所共同設置負担金、それから農家の支援対策補助金等でございますが、これらを精算し、その不用額を計上いたしました。

耕地課について申し上げます。農村振興総合整備事業で創出した船津・春花の宅地造成工事は、始良市土地開発公社の工事延伸に伴って付帯工事を減額いたしました。一方、同事業の加治木地区は舗

装工事を増額しました。

農業・農村活性化推進事業農道改良工事の湯川原線改良工事は、境界確定不調のため用地買収が整わず、工事費及び用地費が不用額になりました。

負担金は、農村振興総合整備事業船津・春花地区及び加治木地区の事業費の増額に伴い増額になりました。

次に、林務水産課について申し上げます。林業振興費の県林業担い手育成基金事業補助金は、加入月数及び就労日数減により減額しました。

かごしまの竹林資源活用促進事業補助金は、放置竹林の整備のため増額いたしました。

森林整備地域活動支援交付金は補助金の内示額により減額しました。

林業構造改善事業補助金返還金は、平成十二年度に設立した協同組合ケトラファイブの解散に伴う補助金返還金を計上しました。

造林事業費の公有林整備事業委託料は、国の仕分けにより、条件不利森林公的整備緊急特別対策事業が廃止されたため減額いたしました。

治山林道費は林道工事と電柱移転の調整額を計上しました。

林業施設費は、さえずりの森のエアコン三台と冷蔵庫の修繕料、漁港管理費は照明灯の取りかえと啓発看板設置費用を計上いたしました。これは猫対策でございます。

歳入を申し上げます。

農林水産業費分担金は、農村振興総合整備事業及び農業・農村活性化推進施設等整備事業の事業費の増減による調整額を計上しまし

た。

農林水産業費県補助金は、農業・農村活性化推進施設等整備事業、間伐促進対策事業、かごしまの竹林資源活用促進事業、森林整備地域活動支援交付金等の事業費の増減による調整額を計上しました。

雑入の林業構造改善事業補助金返還金は、協同組合ケトラファイブの解散に伴う国庫補助金返還金を同組合から受け入れるものです。農林水産業債は、農業農村総合整備事業の事業費増額に伴う起債の調整額の計上です。

質疑の主なものを申し上げます。

まず、農政課からでございます。

質疑、口蹄疫の消毒作業に従事した延べ人数は何人か。

答弁、四月二十八日から六月三日まで及び六月十一日から七月三十一日まで八十八日間で、延べ人数は、職員三百八十一人、シルバー百七人、警備会社五十五人が参加しています。

質疑、口蹄疫対策補助金、これは子牛出荷延期に対する補助金について、四百二十三頭八百三十九万円とあるが、予算執行済みか。

答弁、子牛出荷延期に対する補助は一頭当たり月一万円の補助ですが、競り市が八月二日から再開しましたので、出荷延期となった五月から八月出荷予定の実績が四百二十三頭となりました。五、六月分は八月に、七、八月分は九月に出荷実績で執行しました。

耕地課、質疑、農村振興総合整備事業加治木地区の給水栓設置場所はどのような基準で決めたのか。

答弁、補助対象は、三ノアールに給水栓を一方所設置するように指導されています。市は狭いほ場にも設置するよう説明しており、県が対応できない分を市単独予算で対応しています。

次に、農業委員会を報告いたします。

今回の補正は、農業者年金業務委託の追加交付に伴う事務費及び農業委員会委員選挙人名簿登録申請書の返信用通信運搬費の計上です。

以上の説明を受けて質疑に入りましたが、特に報告するような質疑はありませんでした。

以上で質疑を終結し、討論に入りました。討論はなく、採決の結果、議案第一一二号平成二十二年度始良市の一般会計補正予算（第六号）のうち、産業文教常任委員会に付託された議案は全委員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。

次に、建設水道常任委員長の報告を求めます。

〔建設水道常任委員長田口幸一君登壇〕

○建設水道常任委員長（田口幸一君） 引き続きまして、建設水道常任委員会に付託されました議案第一一二号平成二十二年始良市一般会計補正予算（第六号）の審査の経過と結果について報告いたします。

当委員会は、全委員出席のもと十二月七日、八日に開催し、関係職員の出席を求め、詳細に審査いたしました。

建設部について主なる概要を申し上げます。

今回の歳出補正は、土木課関係では道路新設改良費の市道改良に

伴う委託料から補償補てん及び賠償金への組み替えであります。都市計画費の街路事業費は、消耗品の不足額の計上及び委託料から補償補てん及び賠償金への組み替えによる増額計上、また建築住宅課関係は、市営住宅等の維持管理に要する費用の不足額の計上と入札執行残の減額計上並びに市営住宅建設に係る経費の計上及び設計委託料の減額計上です。補正額八百四十七千円の減額補正で総額二十八億四千五百七十六万三千円となります。

歳入では、国庫補助金の確定による一億二千六百九十五万九千円の計上と土木債確定による八千四百万円の減額計上であります。

主なる質疑を申し上げます。

土木課について、質疑、測量設計委託料の減額が大きいが、落札率は何%であったか。また、十二月補正になった理由は何か。

答弁、当初設計額において、羽迫線百三十一万四千円に対し九〇%の百二十七万七千五百円、堅野中央狩川線は百五十五万円に対し八〇%の百三十六万五千円です。当初予算においては、詳細設計を行っていましたが、今回概略設計を行い、地元説明会において地元の意見を聞いている状況です。

質疑、立木補償については、最初からわかっていたのか。

答弁、四路線分の増額分です。一方所については、電柱に光ケーブルが載っていたため費用がかさみました。

質疑、当初での計画が必要である。見積りが甘いのではないか。

答弁、積算を行っているが、測量をしないとわからない部分があり、線形のずれ等がある場合もあります。

都市計画課について、質疑、宮島線踏切改良工事委託料は、J Rの見積りによる予算化ではないのか。当初予算額は幾らか。入札執

行残が大きいが、その理由は何か。

答弁、この工事に関しては、J Rが行う工事です。当初設計を行っていましたが、詳細設計を実施し、残額が生じました。当初予算額は六千五百万円です。

次に、建築住宅課について、質疑、耐震改修促進計画策定業務委託料の減額についての内容の説明をお願いしたい。

答弁、入札執行残で落札率四一%です。

質疑、六件の移転先は市営か、民間か。

答弁、朝日町住宅と建昌住宅で移転の内諾をもらっております。今後希望する住宅が決定したときに移転費を支払うための計上です。

質疑、解体後、滞納者が帰ってくる場合は、前の入居分を精算してから入居すべきではないか。また、未納者の最高金額は幾らか。移転補償費で差し引きできないか。

答弁、滞納者の戻り入居については、納めてもらうよう強くお願いたします。また、退去される場合についても、説明会を実施し個々に話し合いを持ちます。三十数万円の滞納者もいます。これは最高ですね。移転費なので、全額は難しいが相談はしたい。

質疑、公営住宅実施設計基準改定による減額について、改定はいつか。今後についても改定で遂行されるのか。

答弁、国の基準により当初予算要求していたが、県の協議の中で改定があり、市で実施できる分については算定から差し引くということで減額となりました。今後についても、県と協議しながら進めていきたいと考えます。改定については、国は昨年、県はことし四月からです。

以上で質疑を終結し、討論に入りました。討論はなく、採決の結

果、建設水道常任委員会に付託された議案第一一二号平成二十二年
度始良市一般会計補正予算（第六号）については全委員賛成で原案
のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設水道常任委員長の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありま
せんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。委員長、降壇願
います。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○二四番（堀 広子君） 一般会計補正予算に反対の立場で討
論に参加いたします。

まず、児童福祉施設費の扶助費で、保育所入所人員の上限廃止に
ついて、反対の立場で討論いたします。

国が保育所の基準を廃止、規制緩和したことで、始良市では四カ
所の私立保育所が定員をふやし運営しております。入所人員、定員
の上限をなくして児童数がふえれば、保育士や設備の拡充が必要と
なっております。待機児童の解消は急を要する課題ですが、受け
入れ側、いわゆる保育所の体制が整わない状況で定員をふやしてい
きますと、詰め込み保育となって、保育の質の低下、さらには事故
にもつながりかねません。

実際に、昨年の認可保育所だけでも、全国で七名の幼い命が犠牲
となつてしまいました。待機児童解消に上限を撤廃することにより、
子どもたちにしわ寄せがあつてもともありません。保育所の
最低基準は、施設や人員配置に関して最低でも守るべきことを義務

づけた運営基準で、基準を維持するために、国と自治体が財政の補
償を行っております。基準が定められたのは六十二年前でござい
ますが、保育士の配置基準の若干の改善以外は内容は変わっており
ません。

また、国が二〇〇四年に地方交付税を大幅に減らした上、公立保
育所への国庫負担金を廃止して一般財源化したために、地方の保育
所整備は停滞しております。待機児童の解消のために保育所の増設
と最低基準の改善を求めるものでございます。

二つ目には、公有林整備事業の委託料減額についてです。

民主党政権は、ダムに頼らない治山治水の推進を公約としてまい
りました。森林整備事業は、まさしくその目玉だったはずでござい
ます。ところが、全く逆の方向に進めようとしております。この事
業に対して、国が補助金を廃止したからといって、始良市でもその
まま廃止にすべきなのでしょうか。環境を守るというグローバルな
視点からも森林の整備は続けるべきであります。

森林・林業は、木材資源の供給だけでなく、環境の保全や水資源
にかかわる生活にとって欠かせず、低炭素社会を実現する上でも大
変重要です。林業は産業としてすばらしい潜在力を持っており、地
域経済と社会を支える柱になります。

日本では、林産物が輸入自由化され、八割が外材と言われており
ます。国内の森林・林業を再生し、外材依存政策を転換しなければ
ならないときです。林業や作業路などの生産基盤の整備も重要です。
地域づくりとあわせた林業就業者の育成に力を注ぐことも大変大事
だと考えます。

木材は限りある資源です。切った後に植えて、環境と資源を守ら

なければなりません。山が荒れると、水産資源にも影響を及ぼします。地域に暮らすさまざまな人と林業を考えていくことが大切です。今回出されている公有林整備事業委託料の減額は、森林・林業を切り捨てるのもので、到底認められません。

最後に、債務負担行為の竜門小学校の特別支援教室用のプレハブ校舎賃借についてでございます。夏、冬場のプレハブ教室は、普通教室に比べ気温差が厳しいことが大変懸念されます。空調整備などの環境を整える必要があることを指摘し、一般会計補正予算の反対討論いたします。

○議長（兼田勝久君） 原案賛成者の発言を許しますが、討論はございませんか。

○九番（森 弘道君） 議案第一一二号平成二十二年度始良市一般会計補正予算（第六号）につきまして賛成討論を行います。

始良市になりまして三回目の定例会での補正予算であります。市長の提案理由の中にもありましたが、市民の生活、命と暮らしに係る予算が計上されております。また、国、県補助事業の事業費増減による予算も計上されております。

主なるものは、総務費関係では、光回線を利用した各庁舎間のIP電話交換機改修委託料四百万円、北山・木津志・上名地区、漆地区を対象としたブロードバンド・ゼロ地域解消促進事業補助金二千六百万円、蒲生地区無水源地域簡易水道整備事業など繰出金一千七百二十七万二千円、徴税費の国税と連携したシステム改修委託料三百十五万円、民生費関係では、障害者自立支援給付費三千七百二十八万二千円、出産育児一時金増加分、これは十件分でありますが、繰出金二百六十六万六千円、グループホームスプリンクラー、自動

火災通報装置設備に対する補助金二千四百七十八万三千円、生活保護扶助費一億四千九百八十五万円、衛生費では、これから流行する新型インフルエンザワクチン接種委託料一千四百万円、労働費の錦江湾国立公園エコツアーリズム拠点整備事業三百三十一万八千円、農林水産業費では、口蹄疫関係の予算が終息により四千二百八十二万円の減額、昼夜を問わず二十四時間体制で消毒作業に従事した日数八十七日、一千八十八時間、職員延べ三百八十一名、シルバー人材センター百七名、警備会社五十五名、このように多くの方々が防疫作業に従事をされました。その御苦労に対し、深く感謝と敬意を表します。

このほか、船津・春花地区、加治木地区の農村振興総合整備事業負担金三千二百二十万六千円、商工費では、山田凱旋門駐車場整備四百三十八万円、土木費では、加治木地区西岩原住宅解体工事百二十二万二千円、朝日町住宅、建昌団地の移転補償費百三十八万六千円、教育費では、帖佐中学校総合学習用地購入費三百三十九万二千円、幼稚園就園奨励費補助金一千百九十八万二千円が主なるものであります。

これらに対する財源としては、地方交付税二億三千万円、国庫支出金三億三千五百六十六万六千円、県支出金四千百一十一万四千円、繰越金六百七十四万二千円、諸収入の三千九百三十四万円で賄われております。

また、市債が一億五百九十万円の減額となっております、適正な予算運営がなされております。

いろいろと討論もございましたが、今回の補正を可決しなければ、市民の生活に大きな支障を来すこととなります。このようなことか

ら賛成討論といたします。

○議長（兼田勝久君） 原案反対の発言を許しますが、討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各常任委員長の報告は原案可決です。議案第一一二号平成二十二年始良市一般会計補正予算（第六号）は、各常任委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立多数です。議案第一一二号平成二十二年始良市一般会計補正予算（第六号）は、各常任委員長の報告のとおり原案可決されました。

しばらく休憩いたします。

午前十一時 四分休憩

午前十一時 十分開議

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第三 議案第一一三号平成二十二年始良市国民健康

保険特別会計事業勘定補正予算（第二号）

△日程第四 議案第一一四号平成二十二年始良市国民健康

保険特別会計施設勘定補正予算（第二号）

△日程第五 議案第一一六号平成二十二年始良市介護保険

特別会計保険事業勘定補正予算（第二号）

○議長（兼田勝久君） 日程第三、議案第一一三号平成二十二年

度始良市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第二号）から日程第五、議案第一一六号平成二十二年始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第二号）までの三案件を一括議題とします。

市民福祉常任委員長の報告を一括で求めます。

〔市民福祉常任委員長横山 弘君登壇〕

○市民福祉常任委員長（横山 弘君） ただいま議題となりました議案第一一三号平成二十二年始良市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第二号）、議案第一一四号平成二十二年始良市国民健康保険特別会計施設勘定補正予算（第二号）、議案第一一六号平成二十二年始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第二号）の審査と結果を報告いたします。

当委員会は、全委員出席のもと十二月七日、九日に開催し、関係職員の出席を求め、詳細に審査をいたしました。

まず、平成二十二年始良市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第二号）の概要を御説明いたします。

主な歳出は、国保連合会広報負担金の単価変更並びに臨時職員の賃金単価改正による増額と、一般被保険者の療養給付費、療養費、高額療養費の前年度対比の伸び率五・七％を確保するための増額補正です。

また、出産予定者の十名増に伴う出産育児一時金増額及び前期高齢者納付金変更に伴う増額、そして一般被保険者並びに退職者被保険者の保険税還付税と、平成二十一年度療養給付費等負担金の実績に伴う概算額精算による返納金です。

なお、補正計上の財源は、国負担の療養給付費等負担金及び国・

県負担金の財政調整交付金並びに前年度繰越金で、また、出産育児一時金は一般会計繰入金、国への返還金は前年度繰越金となります。

主な質疑を申し上げます。

質疑、国県補助は五二％で、そのうち七％が県補助だが、市の実績で見ると県の補助は六・五％なのはなぜか。

答弁で、医療費の増減で県の予算の範囲で支給されるので七％となっていますが、調整されて支給されますとの答弁です。

以上で質疑を終結し、討論に入りました。討論もなく、採決の結果、議案第一一三号平成二十二年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第二号）は出席委員全員の賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第一一四号平成二十二年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定補正予算（第二号）の審査と結果を報告いたします。

平成二十二年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定補正予算（第二号）の主な概要を申し上げます。

今回の補正の主なものは、診療所周辺並びに医師住宅の草払いと立木剪定及びフェンス撤去等の委託と、新たに医師住宅周辺にフェンスを設置する修繕料です。

また、毎週土曜日に開設されている専門外来診療時の医療消耗品固形類廃棄処分にかかる特別医療産業廃棄物等処理委託料の追加と、外来診療収入増加に伴う医療材料費の追加補正です。

なお、財源は、外来診療収入増加分と前年度繰越金となっております。

主な質疑を申し上げます。

質疑、北山診療所の医師住宅の修繕については、近隣住民からの

通報で計上したとのことだが、定期的な見回りはしていないのかの問いに対し、答弁で、診療所は定期的に訪問していましたが、医師住宅は訪問しておらず、通報を受け計上しましたが、今後は定期的に見回りたいと思います。

以上で質疑を終結し、討論に入りました。討論はなく、採決の結果、議案第一一四号平成二十二年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定補正予算（第二号）は出席委員全員の賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第一一六号平成二十二年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第二号）の審査と結果を報告いたします。

平成二十二年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第二号）の主な概要を申し上げます。

今回の補正は歳出合計で一億八百七十六万九千円です。主な内容は、介護保険事業の運営に必要な介護サービス給付費と翌年度精算方式に基づき、国・県及び一般会計への実績に伴う返納金等の経費です。

今回の補正の財源となります歳入につきましては、介護保険料と繰越金で対処されております。

主なる質疑を申し上げます。

質疑、自動車保険料の任意保険料の漏れは支障がなかったのか。また、要介護認定調査委託料の減になった理由は何なのか。

答弁で、旧三町で予算の組み入れが一般会計、特別会計まちまちであり、不足が生じたため今回計上したものです。委託料の減については、合併で調査員が本庁にまとまりましたので、市外へも調査に出かけられるような対応になったためです。

以上で質疑を終結し、討論に入りました。討論はなく、採決の結果、議案第一一六号平成二十二年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算(第二号)は出席委員全員の賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、市民福祉常任委員会の報告を終わります。

○議長(兼田勝久君) これから質疑を行います。質疑は一括で行います。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長(兼田勝久君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。まず、議案第一一三号について討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長(兼田勝久君) 討論なしと認めます。

これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第一一三号平成二十二年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第二号)は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(兼田勝久君) 起立全員です。議案第一一三号平成二十二年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第二号)は、委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第一一四号について討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長(兼田勝久君) 討論なしと認めます。

これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に

対する委員長の報告は原案可決です。議案第一一四号平成二十二年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定補正予算(第二号)は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(兼田勝久君) 起立全員です。議案第一一四号平成二十二年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定補正予算(第二号)は、委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第一一六号について討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長(兼田勝久君) 討論なしと認めます。

これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第一一六号平成二十二年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算(第二号)は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(兼田勝久君) 起立全員です。議案第一一六号平成二十二年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算(第二号)は、委員長の報告のとおり原案可決されました。

△日程第六 議案第一一八号平成二十二年度始良市簡易水道

施設事業特別会計補正予算(第一号)

△日程第七 議案第一二〇号平成二十二年度始良市水道事業

会計補正予算(第二号)

○議長(兼田勝久君) 日程第六、議案第一一八号平成二十二年度始良市簡易水道施設事業特別会計補正予算(第一号)と日程第七、

議案第一二〇号平成二十二年度始良市水道事業会計補正予算（第二号）の二案件を一括議題とします。

建設水道常任委員長の報告を一括で求めます。

〔建設水道常任委員長田口幸一君登壇〕

○建設水道常任委員長（田口幸一君） ただいま議題となりました議案第一一八号及び議案第一二〇号の審査の経過と結果について報告いたします。

当委員会は、全委員出席のもと十二月七日、八日に開催し、関係職員の出席を求め、詳細に審査いたしました。

まず、議案第一一八号平成二十二年度始良市簡易水道施設事業特別会計補正予算（第一号）について申し上げます。

主なる概要を報告いたします。

簡易水道施設費の簡易水道施設管理費の主なものは、施設機器類の故障や漏水修理に対処するための修繕料、また工事請負費は、成美地区簡易水道山元地区の現在民有地に布設してあります送水管を里道内に布設がえする経費であります。

飲料水供給施設費の飲料水供給施設管理費の修繕料は、目木金水源地の送水ポンプが故障したため、その修繕に係る経費と漏水等に対処するための修繕料であります。

これらの補正総額は九百三十万円の追加となり、この財源といたしましては、前年度繰越金九百三十万円で対処いたしました。

主なる質疑を申し上げます。

質疑、民有地の布設がえ工事については、買ったほうが安くつくのではないかの検討がなされなかったか。

答弁、地主からの要望がありました。購入の検討はしております。

ん。

質疑、ポンプ修繕は、修繕か取りかえか。使用年数は何年か。

答弁、完全な取りかえです。平成十年に布設し、十年以上経過しています。二台のうち一台は一昨年かえました。

質疑、成美地区について、民有地内布設はもうないか。

答弁、まだあります。

質疑、手数料の内容は何か。業者発注か。

答弁、毎月検査を実施していますが、臨時で行う場合の手数料です。発注します。

以上で質疑を終結し、討論に入りました。討論はなく、採決の結果、議案第一一八号平成二十二年度始良市簡易水道施設事業特別会計補正予算（第一号）については全委員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第一二〇号平成二十二年度始良市水道事業会計補正予算（第二号）の審査の経過と結果について報告いたします。

主なる概要を報告いたします。

今回の補正は、第二条、収益的収入及び支出の収入で水道事業収益の営業外収益で、旧蒲生町の無水源地域簡易水道事業の起債償還金利子と水道事業部の職員の手当の一般会計からの繰入金の計上で

す。この結果、収入の総額が十一億七千七百七十九万円、支出の総額が十億一千五百二十八万一千円となり、消費税を整理した純利益が一億四千四百四十万六千円となる見込みです。

続きまして、第三条の資本的収入及び支出の収入で山田川の河川改修に伴います山田水源地改修基本設計業務委託料の県からの補償

金五百五十万円と、収益的収入で申し上げました旧蒲生町の無水源地域簡易水道事業の起債償還元金の合計と山田水源地改修基本設計業務委託料の計上です。

収入が支出に對しまして不足する額は八百二十一万九千円の減額となり、総額四億一千九十四万五千円で、この不足につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額が一千百四十三万二千円、当年度分損益勘定留保資金が三億八千七百二十二万二千円及び建設改良積立金が八百二十一万九千円減額の千三百二十九万一千円で補てんを予定しております。

主なる質疑を申し上げます。

質疑、山田水源地改修基本設計業務委託料の大まかな考え方の説明をお願いしたい。

答弁、新しい井戸を考える、水が濁る可能性があるためのろ過機設置、山田地区の水源を使わず、船津地区の水源を利用する方法の三通りほかを考えられます。今年度は手法についての検討をするための予算計上です。

質疑、追加が出たら県が全額補助か。

答弁、そのとおり、全額県費補助になります。

質疑、水が濁ってから行うのか。予備として行うのか。理想としては予備が適当ではないか。

答弁、工法によりますが、ろ過機設置の場合は先に実施します。

以上で質疑を終結し、討論に入りました。討論はなく、採決の結果、議案第一二〇号平成二十二年度始良市水道事業会計補正予算(第二号)については全委員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設水道常任委員長の報告を終わります。

○議長(兼田勝久君) これから質疑を行います。質疑は一括で行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長(兼田勝久君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。まず、議案第一一八号について討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長(兼田勝久君) 討論なしと認めます。

これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に對する委員長の報告は原案可決です。議案第一一八号平成二十二年度始良市簡易水道施設事業特別会計補正予算(第一号)は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

「賛成者起立」

○議長(兼田勝久君) 起立全員です。議案第一一八号平成二十二年度始良市簡易水道施設事業特別会計補正予算(第一号)は、委員長の報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第一二〇号について討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長(兼田勝久君) 討論なしと認めます。

これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に對する委員長の報告は原案可決です。議案第一二〇号平成二十二年度始良市水道事業会計補正予算(第二号)は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

「賛成者起立」

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第一二〇号平成二十二年始良市水道事業会計補正予算（第二号）は、委員長の報告のとおり原案可決されました。

△日程第八 議案第一二二号始良市過疎地域自立促進計画策定の件

△日程第九 議案第一二二号公の施設の指定管理者の指定に関する件（加治木特産品売場ふれあい物産館）

△日程第一〇 議案第一二三号公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市働く女性の家）

△日程第一一 議案第一二四号公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市蒲生観光交流センター別館）

○議長（兼田勝久君） 日程第八、議案第一二二号始良市過疎地域自立促進計画策定の件から日程第一一、議案第一二四号公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市蒲生観光交流センター別館）の四件を議題とします。

総務常任委員長の報告を一括で求めます。

〔総務常任委員長有馬研一君登壇〕

○総務常任委員長（有馬研一君） ただいま議題となりました議案第一二二号、議案第一二二二号、議案第一二三号及び議案第一二四号について報告いたします。

当委員会は、全委員出席のもと十二月七日、九日に開催し、関係職員の出席を求め、詳細に審査いたしました。

まず、議案第一二二号始良市過疎地域自立促進計画策定の件について、審査の経過と結果について報告いたします。

平成二十二年三月に過疎地域自立促進特別法の一部を改正する法律が成立し、過疎地域自立促進特別措置法が平成二十七年まで延長して施行されることを受け、同法第三十三条第二項の規定により、引き続き本市蒲生地区が過疎地域の指定を受けたことに伴い、始良市過疎地域自立促進計画を策定しようとするものです。

本計画の策定により、蒲生地区内で実施されるさまざまな事業について、ソフト・ハード両面において、国庫補助率のかさ上げや地方債等の支援措置を受けることができることとなります。

これにより、人口減少や高齢化などの問題を抱える蒲生地区内において、住民の安全・安心を確保する事業の実施やよりきめ細かな施策を、切れ目なくこれまで以上に積極的に講じていくことができると考え、本計画を策定するものです。

主なる質疑を申し上げます。

質疑、計画内の事業の選択はどのようにして行ったのか。また、基金の積み立てはどれくらい積み立てられるのか。

答弁、事業の選択については、この計画書に載って議決を受けないうと過疎債を利用して事業ができないということ、総花的に載せてあります。具体的には、始良市の実施計画の中で具体的に位置づけていくということであり、基金は、平成二十二年度から二十七年目までの六年間で一億五千万円ほどの積み立てを考えています。

質疑、橋梁について、単独ではできないと聞いていたが、過疎債があるうちにつくるべきではないか。

答弁、橋梁については、蒲生地区は長寿命化修繕計画が策定されておりませんので、二十三年度に計画を策定し、始良市として他の事業とのバランスを考えて実施したいと考えています。

質疑、この六年間で過疎債の規模はどのくらいに考えているか。

答弁、一年間に三億円程度の規模で事業ができないかと考えています。

質疑、以前蒲生町で問題となったもの（積み残し）は全部網羅されているのか。

答弁、この計画書には蒲生町において当然実施すべき事業を載せてはおりますが、新たな発想、新たな事業等が出てきた場合には、その都度議会にかけまして、この計画を変更を行うという手法で行いたいと思います。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、総務常任委員会に付託された議案第一二二号始良市過疎地域自立促進計画策定の件は全委員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第一二二号公の施設の指定管理者の指定に関する件（加治木特産品売場ふれあい物産館）について、審査の経過と結果について報告いたします。

当委員会は、全委員出席のもと十二月七日、九日に開催し、関係職員の出席を求め、詳細に審査いたしました。

加治木特産品売場ふれあい物産館は、始良市の特産品などを展示・販売することにより、観光の振興及び地域経済の活性化を図ることを目的としている施設です。

同施設は、平成十八年度から指定管理者制度を導入し、これまで

株式会社山形屋ストアが管理運営を行っているが、本年度で指定管理の期間が終了するので、平成二十三年度からの指定管理者についての公募をしたところ、株式会社山形屋ストアのみの応募となりました。

同社は、これまで同施設の指定管理者として実績もあるので、引き続き指定管理候補者として選定するものです。

主なる質疑を申し上げます。

質疑、管理年数を三年から五年にした理由は何か。

答弁、今回が二回目の指定管理者で実績もあり、一回目の際、初期投資も行っているために五年としました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、総務常任委員会に付託されました議案第一二二号公の施設の指定管理者の指定に関する件（加治木特産品売場ふれあい物産館）は全委員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第一二三号公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市働く女性の家）について、審査の経過と結果について報告いたします。

当委員会は、全委員出席のもと十二月七日、九日に開催し、関係職員の出席を求め、詳細に審査いたしました。

始良市働く女性の家は、働く女性及び勤労者家庭の女性の福祉の増進を図ることを目的としており、これまで直営に管理運営してまいりましたが、県内の同様の施設の約半数が指定管理者制度の導入を行っている状況を踏まえて、以前より指定管理者制度を導入すべき施設として検討を行ってきた経緯があります。

今回、平成二十三年度から指定管理者について公募したところ、

三事業者から応募があり、そのうち、鹿児島市勤労女性センターなどの指定管理者として実績があり、施設の運営方法や管理体制など総合的にすぐれている株式会社総合人材センターを指定管理候補者として選定するものです。

主なる質疑を申し上げます。

質疑、現職員の再雇用と運営サービスについてはどうなるか。

答弁、継続雇用をお願いしたいと考えております。サービスについては民間ノウハウの導入によりサービスの向上に期待したいです。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、委員より「男女共同参画の形成に向けて、女性が能力を身につけ、職業生活と家庭生活の調和に寄与し、総合的な福祉の増進を図る施設として市が運営を行うべきである」との反対討論がありました。

採決の結果、総務常任委員会に付託された議案第一二二四号公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市蒲生観光交流センター別館）は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第一二四号公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市蒲生観光交流センター別館）について、審査の経過と結果について報告いたします。

当委員会は、全委員出席のもと十二月七日、九日に開催し、関係職員の出席を求めて、詳細に審査いたしました。

始良市蒲生観光交流センターは、観光の推進や交流人口の増加とあわせて、地域の振興を図ることを目的に、観光及び特産品の情報発信の拠点として設置されたものでありますが、今回、指定管理を行う施設は、当センターの近隣に位置する築後約百年の古民家を再生し、センターの別館として利用しようとするものです。

同施設について、指定管理者制度を導入するにあたり、現在始良市蒲生観光交流センターの指定管理者である株式会社フラインに同施設と一体となった指定管理を行わせることが適切であると判断し、指定管理候補者として選定するものです。

主なる質疑を申し上げます。

質疑、管理年数は通常三年だが、なぜ二年なのか。

答弁、始良市蒲生観光交流センターの管理年数が残り二年ですので、それにあわせました。

以上で質疑を終結し、討論に入りました。討論はなく、採決の結果、総務常任委員会に付託された議案第一二四号公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市蒲生観光交流センター別館）は全委員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑は一括で行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。まず、議案第一二二四号について討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第一二二四号始良市過疎地域自立促進計画策定の件は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第一二一号始良市過疎地域自立促進計画策定の件は委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第一二二号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第一二二号公の施設の指定管理者の指定に関する件（加治木特産品売場ふれあい物産館）は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第一二二号公の施設の指定管理者の指定に関する件（加治木特産品売場ふれあい物産館）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第一二三号について討論はありませんか。

○一三番（里山和子君） 議案第一二三号公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市働く女性の家）について反対討論をいたします。

男女共同参画社会の形成に向けて、女性が能力を身につけ職業生活と家庭生活の調和に寄与し、総合的な福祉の増進を図るため、旧始良町時代から二十五年以上にわたって公的に維持管理運営されて、広く町民に親しまれ活用されてきた施設でございます。各種の講座を低料金で開催し、事業計画や事務処理から清掃・託児に至るまで、事務所の方々は献身的なサービスに努め、運営協議会などで利用者

の声をくみ上げ、練り上げて民主的な運営に努めてこられたということでございます。

他市からおいででした講師の方にもお話を伺いましたが、始良市の働く女性の家の事務所の方々はよく働いておられ、サービスもとてもよいとほかの町の方々にも宣伝をしているというお話でございました。働くために資格を取ったり、技術を習得したりできる講座を企画するという面が努力が足りなかったのではとの反省もあるようにございますが、公的にこれから取り組めないということではないと思います。

来年度から、指定管理者である株式会社総合人材センターに民間委託するということの議案でございますが、男女雇用機会均等法や男女共同参画社会基本法等の基本理念に沿った維持管理、運営ということでは民間委託してその理念がきちんと守られるのか疑問が残ると思います。公的な維持管理運営を守る立場から指定管理者の指定に反対といたします。

以上です。

○議長（兼田勝久君） 次に、原案賛成の発言を許します。討論はございませんか。

○二九番（森川和美君） 私は、議案第一二三号公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市働く女性の家）の件について賛成の立場で討論いたします。

この今反対討論にございました二十五年以上の公で管理運営をしておりますと、そういったところの現在従事されておる方をこの質疑・答弁の中にもありますように、受託される株式会社総合人材センターは、現職員の継続雇用をお願いしたいということも示して

ありますと同時に、民間の持つノウハウ、そして過去に蓄積されたさまざまな力と実績を示していただくものと信じておるところでございます。

さらに、現在も鹿児島市勤労女性センターなどを、指定管理されておる実績等も踏まえて、民間に委託しても何ら支障はないというふうに確信をしているところと思っています。さらなるこの施設の発展を願いながら、この施設管理に関しては賛成の討論といたします。

○議長（兼田勝久君） 次に、原案反対者の発言を許します。ほかに討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は可決です。議案第一二三号公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市働く女性の家）は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立多数です。議案第一二三号公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市働く女性の家）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第一二四号について討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は可決です。議案第一二四号公の施設の指定管

理者の指定に関する件（始良市蒲生観光交流センター別館）は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第一二四号公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市蒲生観光交流センター別館）は委員長の報告のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。

午前十一時五十分休憩

午後 一時 六分開議

○議長（兼田勝久君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第一二 議案第一二五号公の施設の指定管理者の指定

に関する件（始良市蒲生ふるさと交流館）

△日程第一三 議案第一二六号公の施設の指定管理者の指定

に関する件（米丸地区いきいき交流センター）

△日程第一四 議案第一二七号公の施設の指定管理者の指定

に関する件（西浦地区いきいき交流センター）

△日程第一五 議案第一二八号公の施設の指定管理者の指定

に関する件（小川内地区いきいき交流センター）

△日程第一六 議案第一二九号公の施設の指定管理者の指定

に関する件（中央A地区いきいき交流センター）

に関する件（中央A地区いきいき交流センター）

ター)

△日程第一七 議案第一三〇号公の施設の指定管理者の指定に関する件(下久徳地区いきいき交流センター)

△日程第一八 議案第一三一号公の施設の指定管理者の指定に関する件(川東地区いきいき交流センター)

△日程第一九 議案第一三二号公の施設の指定管理者の指定に関する件(白男地区いきいき交流センター)

△日程第二〇 議案第一三三号公の施設の指定管理者の指定に関する件(迫地区いきいき交流センター)

△日程第二一 議案第一三四号公の施設の指定管理者の指定に関する件(中央B地区いきいき交流センター)

○議長(兼田勝久君) 日程第一二、議案第一二五号公の施設の指定管理者の指定に関する件(始良市蒲生ふるさと交流館)から日程第二一、議案第一三四号公の施設の指定管理者の指定に関する件(中央B地区いきいき交流センター)までの十議案を一括議題とします。

産業文教常任委員長の報告を一括で求めます。

「産業文教常任委員長笹井義一君登壇」

○産業文教常任委員長(笹井義一君) 産業文教常任委員会に付託されました議案第一二五号の公の施設の指定管理者の指定に関する件(始良市蒲生ふるさと交流館)について、審査の経過と結果を

報告いたします。

委員会は、十二月六日、九日に開催し、全委員出席のもと、教育部並びに関係課長の出席を求め、現地を含めて詳細に審査いたしました。

始良市蒲生ふるさと交流館は、歴史・民族・芸術及び図書等の資料を収集・保管・展示して一般公衆の利用に供し、文化の振興に寄与することと周辺施設とのネットワークを視野に入れた事業を展開して、住民相互の交流と観光ネットワークづくりに寄与するために管理運営を行うとしております。指定候補者の概要は以下のとおりでございます。

名称は特定非営利活動法人Lab蒲生郷、主たる事務所の所在地は始良市蒲生町上久徳二六八一番地、代表者の氏名、理事長藤谷亜太可、組織設立年月日は平成十九年十月三十一日、社員十五名となっております。

以上の説明を受けて質疑に入りました。質疑の主なものを申し上げます。

質疑、神社との境はどうなっているか。駐車場がないのではないか。

答弁、神社との境には記念碑群がございます。駐車場は、指定管理者を認定するにあたり、周辺施設を含め複合的に利用していただくことを想定しています。

質疑、指定管理者の業務内容は、観光業務をするための施設の運営維持をするということか。

答弁、施設の運営維持をするだけでなく、ふるさと交流センターの設置及び管理に関する条例において、多目的室の活用という

こともうたつてあります。このことを踏まえ、周辺施設とのネットワークを視野に入れた観光面も期待できる法人として提案するものです。

以上で質疑を終結し、討論に入りました。討論はなく、採決の結果、議案第一二五号公の施設の指定管理者の指定に関する件（始良市蒲生ふるさと交流館）は全委員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第一二六号公の施設の指定管理者の指定に関する件から議案第一三四号公の施設の指定管理者の指定に関する件につきまして申し上げます。

委員会は、十二月六日から九日に開催し、全委員出席のもと、教育部長及び関係課長の出席を求め、詳細に審査いたしました。

議案第一二六号から議案第一三四号までは関連がありますので、一括して審査報告の結果を申し上げます。

地区公民館の目的は、地区内住民みずから進んで参加し、地域内の社会教育・文化活動・産業等の振興を図り、青少年の健全育成に努めるとともに、健康で明るく豊かな地域づくりに努めることです。

九カ所のいきいき交流センターの指定管理委託料はゼロ円、つまり無料であります。建物保険十九万三千七百十九円は市が負担することになっていきます。二十一年度の九センターの利用者数は一万九千九百九十一人です。

以上の説明を受けて質疑に入りました。質疑の主なものを申し上げます。

質疑、建物は市の建物であるが、大きな修繕はどこが行うのか。答弁、話し合いによって決定しますが、大きな修繕については基

本的に市が行います。

質疑、修繕料について指定管理者が負担する軽微な修繕というのは基準が必要と考えるがどうか。

答弁、現在の協定書の中には一件につき三十万円未満は指定管理者で、三十万円以上が市で対応するということになっていますが、金額を決めて一律で負担してもらおうと指定管理者の負担がふえてしまうことを考慮して、今回の協定書については協議の上という形で記載するように検討しています。

質疑、修繕の範囲を協議して決定するというのはあいまいではないか。

答弁、建物本体に付随した分については市で負担し、消耗によって修繕が必要な場合は指定管理者による負担を想定しています。金額については検討します。

以上で質疑を終結し、討論に入りました。討論はなく、採決の結果、議案第一二六号公の施設の指定管理者の指定に関する件（米丸地区いきいき交流センター）、議案第一二七号公の施設の指定管理者の指定に関する件（西浦地区いきいき交流センター）、議案第一二八号公の施設の指定管理者の指定に関する件（小川内地区いきいき交流センター）、議案第一二九号公の施設の指定管理者の指定に関する件（中央A地区いきいき交流センター）、議案第一三〇号公の施設の指定管理者の指定に関する件（下久徳地区いきいき交流センター）、議案第一三一号公の施設の指定管理者の指定に関する件（川東地区いきいき交流センター）、議案第一三二号公の施設の指定管理者の指定に関する件（白男地区いきいき交流センター）、議案第一三三号公の施設の指定管理者の指定に関する件（迫地区いき

いき交流センター)、議案第一三四号公の施設の指定管理者の指定に関する件(中央B地区いきいき交流センター)、この項目につきまして、この公の施設の指定管理者の指定に関する件は全委員賛成で原案のとおり採決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長(兼田勝久君) これから質疑を行います。質疑は一括で行います。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長(兼田勝久君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。まず、議案第一二五号について討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長(兼田勝久君) 討論なしと認めます。

これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は可決です。議案第一二五号公の施設の指定管理者の指定に関する件(始良市蒲生ふるさと交流館)は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(兼田勝久君) 起立全員です。議案第一二五号公の施設の指定管理者の指定に関する件(始良市蒲生ふるさと交流館)は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第一二六号について討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長(兼田勝久君) 討論なしと認めます。

これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に

対する委員長の報告は可決です。議案第一二六号公の施設の指定管理者の指定に関する件(米丸地区いきいき交流センター)は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(兼田勝久君) 起立全員です。議案第一二六号公の施設の指定管理者の指定に関する件(米丸地区いきいき交流センター)は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第一二七号について討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長(兼田勝久君) 討論なしと認めます。

これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は可決です。議案第一二七号公の施設の指定管理者の指定に関する件(西浦地区いきいき交流センター)は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(兼田勝久君) 起立全員です。議案第一二七号公の施設の指定管理者の指定に関する件(西浦地区いきいき交流センター)は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第一二八号について討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長(兼田勝久君) 討論なしと認めます。

これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は可決です。議案第一二八号公の施設の指定管理者の指定に関する件(小川内地区いきいき交流センター)は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第一二八号公の施設の指定管理者の指定に関する件（小川内地区いきいき交流センター）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第一二九号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は可決です。議案第一二九号公の施設の指定管理者の指定に関する件（中央A地区いきいき交流センター）は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第一二九号公の施設の指定管理者の指定に関する件（中央A地区いきいき交流センター）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第一三〇号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は可決です。議案第一三〇号公の施設の指定管理者の指定に関する件（下久徳地区いきいき交流センター）は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第一三〇号公の施設の指定管理者の指定に関する件（下久徳地区いきいき交流セン

ター）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第一三一号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は可決です。議案第一三一号公の施設の指定管理者の指定に関する件（川東地区いきいき交流センター）は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第一三一号公の施設の指定管理者の指定に関する件（川東地区いきいき交流センター）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第一三二号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は可決です。議案第一三二号公の施設の指定管理者の指定に関する件（白男地区いきいき交流センター）は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第一三二号公の施設の指定管理者の指定に関する件（白男地区いきいき交流センター）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第一三三号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は可決です。議案第一三三号公の施設の指定管理者の指定に関する件（迫地区いきいき交流センター）は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第一三三号公の施設の指定管理者の指定に関する件（迫地区いきいき交流センター）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第一三四号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は可決です。議案第一三四号公の施設の指定管理者の指定に関する件（中央B地区いきいき交流センター）は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。議案第一三四号公の施設の指定管理者の指定に関する件（中央B地区いきいき交流センター）は、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第二二 請願第五号「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に反対を求める請願書

○議長（兼田勝久君） 日程第二二、請願第五号「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に反対を求める請願書を議題とし

ます。

市民福祉常任委員長の報告を求めます。

〔市民福祉常任委員長横山 弘君登壇〕

○市民福祉常任委員長（横山 弘君） ただいま議題となりました請願第五号「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に反対を求める請願書の審査と結果を報告いたします。

当委員会は、全委員出席のもと十二月七日、九日に開催し、詳細に審査いたしました。

委員会では、委員会を協議会に切りかえて請願者から説明を受けました。

請願第五号「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に反対を求める請願書の請願者からの説明の主なものを申し上げます。

「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」の中で提示された「子ども・子育て新システム」は現在の保育制度を大きく変えようとするものですが、子どもの権利・保障の観点から看過できない深刻な問題があります。

新システムは保育制度を市場化し、営利企業の参入を進め、公費の大幅な増額なしに安上がりに保育サービスの供給量の増大を図ろうとするもので、まさに介護保険と同じ仕組みです。

今、国が早急に取り組むべきことは、新システム導入ではなく、現在の公的保育制度を充実させ、早急に待機児童解消のための保育整備計画を策定し、必要な財政的支援を行い、認可保育所をふやすことと考えます。憲法第二十五条と児童福祉法第二十四条に基づく現在の公的保育こそ子どもの最善の利益の保障にかなう制度です。という観点から、今回新システムの導入を阻止していくための取り

組みに対する御理解と御支援を賜りますようお願いいたします。

以上のような説明を受けた後、質疑に入りました。請願者への質疑の主なものを申し上げます。

質疑、請願の中身をもっと精査したいが、提出を急がれた理由はなぜか。

答弁、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が来年度初めの国会に提出されるのを阻止したいので、今議会で上げていただきたいと思っております。

質疑で、自治体の法的責任がなくなることでのような弊害があるのか。

答弁で、園との直接契約になることで、自己負担の増加や障害児など手のかかる児童に対して受け入れが拒否されること等が考えられます。

以上のような質疑の後、協議会を委員会に切りかえ討論に入りました。

委員より、子ども・子育て新システムは保育を産業化させようとするもので、市町村の保育実施義務がなくなることから、保護者の負担は増大し、家庭の経済的理由から保育所を利用できなくなる子どもたちが多数することも懸念される。保育制度の解体、そのものになると思う。公的保育制度を堅持・拡充こそ求められるものであることから、この請願に賛成するとういう賛成討論がありました。

採決の結果、請願第五号「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に反対を求める請願書は、出席委員全員の賛成で原案のとおり採択すべきものと決しました。

以上で、市民福祉常任委員長の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○二四番（堀 広子君） 賛成討論になります。

請願第五号「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に反対を求める請願書に賛成の立場で討論いたします。

民主党政権が来年の通常国会で法案提出を目指す「子ども・子育て新システム」は、保育のあり方を根本的に覆すものであります。

公的保育制度の根幹である自治体の保育実施責任をなくして親の責任とするもので、これまでさきの政権が進めようとしてきたことと変わりません。これでは、深刻な待機児童解消にはつながりません。そもそも幼稚園と保育園では担っている役割が異なります。幼稚園が教育施設であるのに対し、保育園は児童福祉施設であります。役割の違い幼稚園と保育園を一体化し、現行の保育所最低基準を撤廃し、市場化への道を開いてしまえば、さまざまな問題が起ること

が懸念されます。

一つには自治体の保育実施義務がなくなり、親と保育所が直接契約することになります。そのため、親たちは自分で保育所を調べ、探さなければなりません。また、保育料も収入に応じた応能負担から利用時間に応じた応益負担になり、認定時間を超えた分は全額自己負担もあり得るといいます。保育所の設置を認可制から指定制にし、国の基準をクリアすればいつでも開設可能となり、参入も撤退も自由となります。

保育が市場化し直接契約で価格が自由に設定できるようにすれば、子育て・教育がお金のあるなしで差別される社会となりかねません。さらには、入園時に選抜基準が定められたり、独自の教育内容や体操、音楽などの課外活動には追加料金が認められるなどの検討がされております。また、既に起こっている介護や障害者福祉で問題化している利用抑制や逆選別が新システムのもとでも起きない保障はありません。

安心して子育てできる社会にするには、国と自治体の責任で公的保育制度を堅持し、拡充すべきであることを述べて賛成の討論いたします。

○議長（兼田勝久君） ほかに討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。請願第五号「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に反対を求める請願書は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。請願第五号「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に反対を求める請願書は委員長報告のとおり採択されました。

△日程第二三 請願第六号T P Pの参加に反対する請願

○議長（兼田勝久君） 日程第二三、請願第六号T P Pの参加に反対する請願を議題とします。

産業文教常任委員長の報告を求めます。

〔産業文教常任委員長笹井義一君登壇〕

○産業文教常任委員長（笹井義一君） 産業文教常任委員会に付託されました請願第六号T P Pの参加に反対する請願の審査の経過と結果について報告いたします。

委員会は、十二月七日、九日に全委員出席のもと開催いたしました。

委員会を協議会に切りかえて、請願者野村昭也氏の出席のもと請願の趣旨・目的について説明を受け、質疑を行いました。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、環太平洋戦略的経済連携協定（T P P）参加に反対する団体等は、鹿児島県を含めどれくらいあるか。

答弁、全日本年金者組合は全国約十万人おられます。また、全国の農業、水産業、林業の関係組織が反対しています。

質疑終了後、協議会から委員会に切りかえて討論に入りました。討論はなく、採決の結果全委員賛成で、請願第六号T P Pの参加に反対する請願は採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○二三番（新福愛子君） 一点だけ伺いたいします。十一月の県議会臨時議会において、広範な分野を対象とした包括的協定であり、また全品目について関税撤廃が原則であるT P Pについては、国会において十分審議するなど国民合意が取れるまで時間をかけて検討し、拙速に参加しないことと、また国内農業農村の振興などを

損なわないよう対応することという意見書が、十一月八日に県議会全会一致で可決提出されております。県議会の意見書と対比しての審議があったものかどうか、あったとしたらどのような意見が出たのかをお伺いいたします。

○産業文教常任委員長（笹井義一君） 私どもも県議会の意見書を参考に出させていただいて調査いたしました。相当、時が流れております関係で、意見書ではまず閣議決定された時期等がずれておりました。それからこの記の部分で要請する部分というのもし全般にわたるものがあるなどということは確認しております。この意見書はこれから出てくるものでございますので、その結果を見ていただきたいと思えますけれども、その辺は十分考慮して検討して行っております。

以上です。

○議長（兼田勝久君） いいですか。

○二二番（新福愛子君） はい。

○議長（兼田勝久君） ほかにございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○一三番（里山和子君） TPPの参加に反対する請願について、賛成討論をいたします。

TPPへの参加は、日本農業に壊滅的な打撃を与え、国民の食の安全と安定的な食料供給を根底から破壊することになります。菅総理は、TPP参加と日本農業の再生を両立させると言っております。しかし、TPPは例外なしの関税撤廃です。主要国の農産物の平均

関税率はインドが一二・四・三％、韓国が六二・二％、メキシコが四二・九、EUが一九・五％、米国が五・五％、日本が一一・七％であり、日本はアメリカに次いで、世界で二番目に低い関税率となっております。日本は鎖国どころか十分過ぎるほど国が開かれており、この関税率の低さは今日の日本農業の疲弊困難の主要な原因だったということでございます。TPP交渉に参加している国を合わせても、わずか九カ国であり、結局二国間のFTAが進まないアメリカとオーストラリアという農林水産物輸出大国に門戸を開いてやろうというのがそのねらいでございます。

また、日本でTPPへの参加を最も強く求めているのは日本経団連の中でも自動車、電機などの輸出大企業です。実質GDPは〇・四八から〇・六五％、この〇・六五で三・二兆円になります。しかし、上昇しないのに比べて、その損出は一六・六兆円にも上り、三百五十万人の雇用減を招くと言われております。日本の農林水産業の多面的機能の貨幣評価では農業が八兆円、森林が七十兆円、漁業が十一兆円、合わせて八十九兆円の価値があると日本学術会議等が試算しております。これだけの価値を持った農林水産業というのは、国土の保全、環境、景観の保持、文化の継承、こういう多面的な機能を持っているわけです。これらを壊していいのかがどうかが問われる重要な問題です。

今世界では食料を市場任せにすることによる害悪が明らかになってまいりまして、各国の食料視点を保証するルールの確立を求め、流れが大変国際的に広がってきております。国連人権委員会の加盟国五十三カ国の中で、この流れに反対したのがアメリカ、棄権したのがオーストラリアでした。この二国についていいのかがどう

かという問題です。またT P Pは農業だけでなく、金融、保険、公共事業の入札、医師、看護師、介護士などの労働市場の開放までも含まれております。賃金もアジア諸国の低賃金との競争にさらされて大幅に引き下げられる危険が伴っております。世界経済が結びついて貿易が拡大すること、それ自体が悪いと言っているわけではありません。そういう中でも、農業や食料あるいは環境、労働などは市場だけに任せては成り立たなくなるんじゃないか、そこをはっきりさせて、それらを守るルールをつくることこそが二十一世紀のまともな経済発展の方向だということを指摘して、賛成討論といたします。

○議長（兼田勝久君） ほかに討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（兼田勝久君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。請願第六号T P Pの参加に反対する請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。請願第六号T P Pの参加に反対する請願は委員長の報告のとおり採択されました。

△日程第二四

陳情第七号こどものちと健康を守るワクチン（ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン・子宮頸がんワクチン）接種への公費助成を求める陳情書

○議長（兼田勝久君） 日程第二四、陳情第七号こどものちと健康を守るワクチン（ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン・子宮頸がんワクチン）接種への公費助成を求める陳情書を議題とします。

市民福祉常任委員長の報告を求めます。

〔市民福祉常任委員長横山 弘君登壇〕

○市民福祉常任委員長（横山 弘君） ただいま議題となりました陳情第七号こどものちと健康を守るワクチン（ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン・子宮頸がんワクチン）接種への公費助成を求める陳情書の審査と結果を報告いたします。

当委員会は、全委員出席のもと十二月六日、九日に開催し、詳細に審査をいたしました。

陳情第七号こどものちと健康を守るワクチン（ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン・子宮頸がんワクチン）接種への公費助成を求める陳情書の理由としましては、細菌性骨髄膜炎は年間六百人もの乳幼児がかかる病気、初期には発熱以外に特別な症状が見られないため診断も難しく、重篤な状態となって初めてわかる怖い病気です。死亡率五%、後遺症の残る確率は二〇%と言われております。しかし、この病気の原因とされるインフルエンザ菌b型（ヒブ）と肺炎球菌には既にワクチンができ、世界保健機構は世界中のすべての国々に対して、乳幼児へのワクチンの無料接種を推奨しております。

また、子宮頸がんも現在日本において年間約一万五千人が発症し、約三千五百人が死亡しています。昨年末にワクチンが発売され、接種により全体の約七割が予防できるとされています。日本では、こ

れらワクチンはまだ任意接種です。ヒブワクチンは一人当たり最高三万円、小児用肺炎球菌ワクチンは同じく四万円、子宮頸がん予防ワクチンに至っては、約五万円もかかります。

子育て世代には大変な大きな負担で、ワクチン接種を躊躇している方が多く存在し、ワクチンによる保健予防が進んでいないのが現状です。これらのワクチンの公費による定期接種化が実現すれば、疾患から子どもたちを守ることができます。現在全国では国の公費負担に先駆けて、既に多くの市町村が独自の助成制度を開始しています。始良市の近隣市町村でも全額、または一部助成を行っている自治体があります。

住む地域によって保健予防の格差を生じさせないよう陳情するものであります。

以上のような陳情に対して、次のような意見が出されました。ワクチン接種にあたっては、受益者負担を極力軽減し、できれば全額公費負担を実施してほしい。

以上のような意見が出され討論に入りましたが、討論はなく採決の結果、陳情第七号こどものいのちと健康を守るワクチン（ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン・子宮頸がんワクチン）接種への公費助成を求める陳情書は、出席委員全員の賛成で原案のとおり採択すべきものと決めました。

以上で市民福祉常任委員長の報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありまするか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○二三番（新福愛子君） 賛成討論です。

陳情第七号こどものいのちと健康を守るワクチン（ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン・子宮頸がんワクチン）接種への公費助成を求める陳情書について賛成の立場で討論をいたします。

命を奪われたり、後遺症が残ることもある乳幼児の細菌性髄膜炎、この感染症を予防するには、できるだけ早くワクチンの接種を始めることが重要であり、ヒブワクチン、肺炎球菌ワクチンで八割から九割の髄膜炎を防げるといいます。WHOもすべての国ですべての子どもたちに接種するように勧告を出しております。

また、子宮頸がんワクチンも先進七カ国でワクチンの定期接種を実施していないのは日本だけという、世界に大きくおくれをとる中、ようやく昨年十月にワクチンが承認されるや否や、全国の市町村で独自に助成事業を実施する自治体がふえてまいりました。予防健診とワクチンを併用すればほぼ一〇〇%予防できるといわれ、原因も特定され予防策もあるので、予防できる唯一のガンと呼ばれている子宮頸がんです。

本日、私どもの手元に届いた全国市議会旬報によると、九月議会において子宮頸がん予防措置の推進について全国八百九市のうち、百十一の市より意見書が提出されており、その期待の大きさが伺えます。さきの国会で成立した補正予算で、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時交付金が決定し、都道府県に基金として設置されることにより三ワクチンの公費助成が大きく前進することになります。二十四年度の定期接種実現までの措置として、政令都市としては初めて札幌市で二十三年一月から三ワクチンの公費助成がス

タートします。

また、鹿児島県内でも多くの市長が手を挙げられるようです。居住地により接種機会に格差が生じることがないよう国の取り組みを望みます。重大な病気だからこそワクチンがあるのです。またワクチンで防げる病気は数ある病気の中でごく一部です。かけがえのない命を守るために、ワクチンで防げる病気はきちんと予防すべきではないでしょうか。他の市町におくれをとることのないように、国の制度として公費による定期接種が実現されるまで、県内一暮らしやすいまちを目指す我が始良市において一日も早くこの三つの予防ワクチン接種への公費助成が行われることも合わせて、心から願い賛成といたします。

○議長（兼田勝久君） ほかに討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。陳情第七号こどものいのちと健康を守るワクチン（ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン・子宮頸がんワクチン）接種への公費助成を求める陳情書は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（兼田勝久君） 起立全員です。陳情第七号こどものいのちと健康を守るワクチン（ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン・子宮頸がんワクチン）接種への公費助成を求める陳情書は、委員長の報告のとおり採択されました。

△日程第二五 議案第六六号平成二十一年度加治木町一般会計歳入歳出決算認定について

△日程第二六 議案第六七号平成二十一年度加治木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第二七 議案第六八号平成二十一年度加治木町地域下水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について

て

△日程第二八 議案第六九号平成二十一年度加治木町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第二九 議案第七〇号平成二十一年度加治木町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第三〇 議案第七一号平成二十一年度加治木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第三一 議案第七二号平成二十一年度加治木町介護保険特別会計保険事業勘定歳入歳出決算認定について

ついて

△日程第三二 議案第七三号平成二十一年度加治木町介護保険特別会計介護サービス事業勘定歳入歳出決算認定について

算認定について

△日程第三三 議案第七四号平成二十一年度加治木町農林業労働者災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について

定について

△日程第三四 議案第七五号平成二十一年度加治木町水道事業会計決算認定について

業会計決算認定について

△日程第三五 議案第七六号平成二十一年度始良町一般会計

- 歳入歳出決算認定について
- △日程第三六 議案第七七号平成二十一年度始良町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について
- △日程第三七 議案第七八号平成二十一年度始良町国民健康保険特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について
- △日程第三八 議案第七九号平成二十一年度始良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第三九 議案第八〇号平成二十一年度始良町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第四〇 議案第八一号平成二十一年度始良町簡易水道施設事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第四一 議案第八二号平成二十一年度始良町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第四二 議案第八三号平成二十一年度始良町介護保険特別会計保険事業勘定歳入歳出決算認定について
- △日程第四三 議案第八四号平成二十一年度始良町介護保険特別会計介護サービス事業勘定歳入歳出決算認定について
- △日程第四四 議案第八五号平成二十一年度始良町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第四五 議案第八六号平成二十一年度始良町水道事業会計決算認定について
- △日程第四六 議案第八七号平成二十一年度蒲生町一般会計歳入歳出決算認定について
- △日程第四七 議案第八八号平成二十一年度蒲生町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第四八 議案第八九号平成二十一年度蒲生町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第四九 議案第九〇号平成二十一年度蒲生町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程第五〇 議案第九一号平成二十一年度蒲生町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程五一 議案第九二号平成二十一年度蒲生町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について
- △日程五二 議案第九三号平成二十一年度蒲生町水道事業会計決算認定について
- △日程五三 議案第九四号平成二十一年度始良郡西部衛生処理組合一般会計歳入歳出決算認定について
- △日程五四 議案第九五号平成二十一年度始良郡西部消防組合一般会計歳入歳出決算認定について
- △日程五五 議案第九六号平成二十一年度始良市一般会計歳入歳出決算認定について
- △日程五六 議案第九七号平成二十一年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について
- △日程五七 議案第九八号平成二十一年度始良市国民健康

保険特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について

△日程第五八 議案第九九号平成二十一年度始良市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第五九 議案第一〇〇号平成二十一年度始良市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第六〇 議案第一〇一号平成二十一年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定歳入歳出決算認定について

△日程第六一 議案第一〇二号平成二十一年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定歳入歳出決算認定について

△日程第六二 議案第一〇三号平成二十一年度始良市簡易水道施設事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第六三 議案第一〇四号平成二十一年度始良市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第六四 議案第一〇五号平成二十一年度始良市地域下水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第六五 議案第一〇六号平成二十一年度始良市農林業労働者災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第六六 議案第一〇七号平成二十一年度始良市土地区

面整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

△日程第六七 議案第一〇八号平成二十一年度始良市水道事業会計決算認定について

○議長（兼田勝久君） 日程第二五、議案第六六号平成二十一年度加治木町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第六七、議案第一〇八号平成二十一年度始良市水道事業会計決算認定についてまでの議案四十三件を一括議題とします。

四名の議員より質疑の通告がされておりますので、順次発言を許します。まず、二四番、堀広子議員の質疑を許します。

○二四番（堀 広子君） 議案第九六号平成二十一年度始良市一般会計歳入歳出決算認定について、質疑を行います。

歳入の決算額で、まず市民税、固定資産税の収入済額が前年度と比較いたしますと、市民税で約九千万円、固定資産税で約三千万円も減収になっております。一方、地方交付税は約三億一千万円の増額になっておりますが、その理由は何なのかをお伺いいたします。

二つ目には、国庫支出金、県支出金ともに補助金が前年度と比較して大幅にふえております。国庫補助金が二十二億円、約ですね。それから、県の補助金が一億八千万円と増額になっております。その理由は何なのかをお伺いいたします。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 堀議員の御質疑には副市長がお答えいたします。

○副市長（西慎一郎君） 議案第九六号平成二十一年度始良市一般会計歳入歳出決算認定についての一点目の御質疑にお答えいたします。

ます。

市民税につきましては、平成二十年度は所得税からの税源移譲により一時的にはふえましたが、その後の経済不況の影響により、納税義務者や調定額が減少していることによるものであります。また、固定資産税につきましては、平成二十一年度は評価替えの年でありましたが、地価が依然として下落傾向にあること、また家屋・償却資産についても新築や設備投資の手控えの傾向が続いていることなどが減収の理由と考えております。

次に、平成二十一年度の地方交付税が増加した理由といたしましては、国の地方交付税予算額が前年度と比較して四千四百一十億円、二・七%の増となったことが上げられます。これは、雇用創出のために必要な財源を措置するための地域雇用創出推進費が設けられたことや、少子高齢社会に対応した福祉施策に要する財源が措置されたことなどによるものであります。

次に、二点目の御質疑についてお答えいたします。

国庫支出金の増加の要因といたしましては、定額給付金、子育て応援特別手当、経済危機対策臨時交付金や公共投資臨時交付金などの地域活性化交付金、安全・安心な学校づくり交付金及び学校情報通信技術環境整備事業補助金などが上げられます。また、県支出金の増加の要因といたしましては、緊急雇用創出事業臨時特例基金及びふるさと雇用再生特別基金を活用した事業補助金、並びに新型インフルエンザワクチン接種費用軽減事業費補助金などが上げられます。

以上、お答えいたします。

○議長（兼田勝久君） いいですか。

○二四番（堀 広子君） お尋ねいたします。

二〇〇八年ですかね、秋以降に日本の経済がこれまでに経験したことのないスピードで悪化してきたわけですが、そのことで派遣切りで職を失ったりあるいはまた資金繰りの悪化や仕事の減少で中小企業の方々が大変苦しめられるなど、国民はまさに今悲鳴を上げている状況ではないかと思うところです。

そういうことで、国はこのような経済あるいは雇用情勢を踏まえて特別な措置といたしまして交付税、地方交付税の増額を行ったというところでございますが、この増額分の扱い方ですね、地方交付税ですから、自治体といたしましては一般財源として自由に使える財源になりますけれども、これは当然一般財源でありますので住民の暮らしを守って、そして要求を実現するために使われていくべきだと考えるわけですが、主にどのような施策に使われてその成果がどうだったのかをお伺いいたします。

○総務部次長兼財政課長（花田實徳君） お答えします。

この雇用創出については、ほとんどが投資的経費、普通建設等に使われております。

以上でございます。

○二四番（堀 広子君） 地方交付税の増額そのものが全部投資的経費ということで雇用のほうに使われたということでございますでしょうか。

それから固定資産税の件でございますが、これも昨今の景気の不況により減収だということでございますが、地価が下落したということでございますけれども、この下落の傾向がどのように下落してきているのか、償却資産につきましても機械などの買いかえと

かこういったことを控えて、あるいは新しく買いかえるの控えて修理などで対応していくとかいうことで我慢しておられるんじゃないかと思うところなんですけれども、地価が下落した傾向があるということですが、どのように下落しているのか。そしてまた、新しい家屋を建てた人というのは前年度と比較しましてどうだったのか、このことについてもお示しくください。

○総務部次長兼財政課長（花田實徳君） お答えします。

前年度と普通建設を比較しますと六六・六％の増ということになっております。この内訳としましては、補助事業とか単独事業とかございますが、補助事業で四二・九％の増、それと単独事業で約九〇％の増ということで、ほとんどが投資的経費、普通建設のほうに使われたものというふうに考えております。

以上です。

○総務部長（前畠利春君） 固定資産税の減収等についての背景

については、担当の税務課長がお答えいたします。

○総務部税務課長（脇田満穂君） 税務課の脇田でございます。よろしく願います。

固定資産税につきましては、二十から二十一年度につきましては、詳細なそれぞれの土地、それからあと家屋、償却資産それぞれの比較するデータという細かい数字はございませんが、土地としましてはやはり不動産鑑定士等の情報等をもとにしますと、場合によっては二割程度落ちているというような情報もございます。押しなべて旧三町を見てもみすと、一部のにはある程度平準化しておるといっか、下落のないところもございます。ただ、平均的に申し上げますと土地はやはり下落傾向にあると。農地から宅地等に転用によって

増収している部分も一部にはあるのも事実でございます。

それから家屋につきましては、在来家屋につきましては、減点と申し上げましょうか、経年による税額の減収、それからあと新築家屋につきましては、棟数の減、そういうもの等により伸びておりません。また、償却資産は議員も御指摘いただきましたように、企業の設備投資が現在のこういう金融情勢、それから株価等の低迷等により投資がなされていないということで、減額というような形になっておると思っております。

以上です。

○議長（兼田勝久君） これで、堀広子議員の質疑を終わります。しばらく休憩いたします。

午後 二時 休憩

午後 二時 六分開議

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続けます。

次に、一三番、里山和子議員の質疑を許します。

○一三番（里山和子君） 議案第九六号平成二十一年度始良市一般会計歳入歳出決算認定について質疑をいたします。

一番目に、平成二十一年度繰越明許の総額は約八億円を超えており、都市計画費のまちづくり交付金事業等は特に額が大きいようだが繰り越しの理由を明らかにしていただきたい。

二番目に、民生費が対前年度比較で約七億五千万円増額になっているが、理由を示していただきたい。衛生費の中の清掃費が対前年度比較で約一億六千万円増額になっておりますが、理由をお知らせ

いただきたいと思えます。

三番目に、財政力指数が類似団体〇・六六に比較し、〇・五〇と低くなっており、地方債残高や債務負担行為額、普通建設事業費、積立金現在高等が類似団体と比較し、額も比率も高くなっています。が、もう少し低く抑える努力をすべきと考えますがいかがでしょうか。

四番目に、市税の税収が対前年度比較で約一億三千万円減になっており、類似団体と比較しても八・九%と大幅に低くなっており。ますので、市民の収入をふやす政策を積極的に考慮すべきだと思います。が、どのように対応されるのでしょうか。

五番目に、歳出の構成について、類似団体との比較で公債費や普通建設事業費が多く、扶助費が少ないことについてどのように考えておられるのでしょうか。もう少し市民の福祉的な面に力を入れてもいいのでしょうか。

議案第九七号平成二十一年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定についてお尋ねいたします。

一番目に、国民健康保険税が対前年度比較で約四千六百万円減になっており、徴収率が八八・二%と悪いようですが、ペナルティによる交付金の減額は幾らになっているのでしょうか。

二番目に、国保税が高くて払いたくても払えず、短期保険証や資格証明書の発行は何人ぐらいになっているのでしょうか。生活が苦しくて払えない方々への短期保険証や資格証明書の発行は、埼玉県あたりでは三十の町で中止をしているようですが、この発行を中止し保険証を発行したらいかかでしょうか。

議案第一〇一号平成二十一年度始良市介護保険特別会計保険事業

勘定歳入歳出決算認定についてお伺いいたします。

介護保険の認定者は二千九百五十五人ですが、要支援一から要介護五までの各介護度ごとの利用者数と利用率について明らかにしていただきたい。

特別養護老人ホームの待機者は何名になっているのでしょうか。

議案第一〇七号平成二十一年度始良市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてお伺いいたします。

土地区画整理事業特別会計の財産収入は約七千九百万円となっていますが、売れていない保留地はあと何筆で、面積と金額はどのくらい売れ残っているのでしょうか。

以上です。

〇市長（笹山義弘君） 里山議員の御質疑には副市長がお答えいたします。

〇副市長（西慎一郎君） 議案第九六号平成二十一年度始良市一般会計歳入歳出決算認定の都市計画費についての御質疑にお答えいたします。

都市計画費のまちづくり交付金事業の明許繰越につきましては、工事予定地の用地買収に際して交渉に日数がかかり、家屋等の移転計画が大幅におくれ、年度内に完了ができませんでしたので繰越しをしたものです。

次に、二点目の民生費の増額についての御質疑にお答えいたします。

社会福祉費の主な増額分といたしましては、旧三町分の県後期高齢者医療広域連合への負担金の約九千三百万円、旧加治木町の加治木福祉センター改修費約四千八百万円、同じく国民健康保険への財

政安定化支援事業の繰出金の約一億七百万円など、合計約三億七百万円の増でございます。

次に、児童福祉費につきましては、児童数の増加分の措置費として約六千九百万円があり、新設及び既存の認可保育所の保育を実施したもので、経常的な予算にかかる増額分であります。また、臨時的な事業の実施に伴う増額分としては、国の保育所緊急整備事業を活用して実施した三カ所の私立の認可保育所の園舎の増改築工事にかかる補助金約二億九千万円、また平成二十一年度に限り実施いたしました、子育て応援特別手当にかかる給付費、そのほか旧加治木町の児童クラブの施設改修等の事業費などであり、合計約四億三千七百万円の増であります。最後の生活保護費につきましては、合併後からの支出金額約七百万円がそのまま増額となっております。

次に、衛生費の清掃費の増額については、旧始良郡西部衛生処理組合への負担金の増が主な要因であり、このうち塵芥処理費は新設しましたあいら清掃センターの稼働に伴う委託料等の事業費並びに地方債元利償還金の増額によるものです。

次に、三点目の御質疑についてお答えいたします。

財政力指数は一般的には税收等の基準財政収入額の割合によるところが大きく、税收が少ない鹿児島県の市町村は総体的に低くなっております。本市の場合は、人口規模や産業構造は同様の類似団体と比較すると低くなっております。なお、県内においては本市の財政力指数は鹿児島市、霧島市に次いで三番目に高い数値であります。次に、地方債現在高については、旧加治木町の須崎地区公共用地利用促進事業及び文化会館建設事業、旧始良町の総合体育館建設事業及びまちづくり交付金事業、旧蒲生町の総合体育館建設事業及び

大楠ちびっこ園建設事業、旧始良郡西部衛生処理組合のし尿処理施設建設事業並びに合併にかかる電算統合事業など、極めて大規模な事業にかかる地方債残高を抱えており、類似団体と比較して高い数値となっております。

次に、債務負担行為については旧加治木町及び旧蒲生町からの借上型住宅賃借料並びに合併にかかる電算データ統合経費などにより、類似団体と比較して高い数値となっております。

次に、普通建設事業費につきましては、経済危機対策臨時交付金や公共投資臨時交付金などの地域活性化交付金にかかる建設事業などにより増加しております。

今後につきましては、後世にわたる負担の平準化を考慮し、またその元利償還金が後年度の普通交付税の算定における基準財政需要額に参入される有利な起債を活用して計画的な事業実施に努めてまいります。

次に、四点目の御質疑についてお答えします。

市税の平成二十一年度分の減収の主な要因は、経済の影響を受けやすい市民税の減収であります。市民の収入増に向けた取り組みとして、雇用の場を確保するための企業誘致や地場産業の育成に努めるとともに、農産物をはじめとする地場産品のブランド化による市外へのPR並びに販売の強化、流通体制の確立などに努めていきたいと考えております。

また、生活環境や子育て環境の向上による就労環境の整備も必要であることから、その支援に努めてまいります。

次に、五点目の御質疑についてお答えいたします。

始良市が類似団体と比較して公債費や普通建設事業費が多額であ

る要因につきましては、先ほど三点目の御質疑に対してお答えしたとおりであります。また、平成二十一年度決算においては、新市施行に伴い設立した福祉事務所の事業である生活保護費関係経費などが含まれていないことが類似団体と比較して扶助費が少ない要因であります。

議員御指摘のとおり、市民の健康増進、福祉向上は優先課題の一つとして取り組むべきものであります。法に基づく制度的な福祉サービスはもちろんのこと、市単独での福祉サービスにも力を入れるべく、子どもの医療費無料化などにも取り組んでいるところであり、今後も市民の行政に対するニーズを的確にとらえながら、バランスを考慮した行財政運営を進めてまいります。

次に、議案第九七号平成二十一年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定についての一点目の御質疑にお答えいたします。

平成二十年度の国民健康保険税の収納率により、平成二十一年度に減額された調整交付金の額は二千八百九十万一千円であります。

二点目の御質疑についてお答えいたします。

県へ報告した本年六月一日現在の短期被保険者証交付世帯は五百十二世帯、資格証明書交付世帯は百七十二世帯であります。このような保険証交付のあり方につきましては、国保税を完納されている世帯との平等性を図る観点から、面談の機会を設けることにより納税への理解を深めてもらうためのものであり、今後も続けてまいります。

次に、議案第一〇一号平成二十一年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定歳入歳出決算認定についての御質疑についてお答えいた

します。

介護サービスの利用者利用率は、居宅介護サービス、地域密着型サービス及び施設介護サービスの受給者で集計しますと、要支援一が四百十六人であり利用率は七六・一％、要支援二が二百六十一人であり利用率は七八・一％、要介護一は五百七十五人であり利用率は八八・五％、要介護二が三百五十二人であり利用率は九四・一％、要介護三が三百五十一人であり利用率は九七・二％、要介護四が三百四十六人であり利用率は九三・五％、要介護五が三百七人であり利用率は九六・二％であり、合計しますと利用者二千六百八人で利用率八八・三％であります。

次に、特別養護老人ホームの待機者は、本年六月一日現在百三十二人で、内訳は始良地区六十二人、加治木地区四十七人、蒲生地区二十三人となっております。大半の待機者が老人保健施設または医療機関からの申し込みであり、在宅待機者は十六人で内訳は始良地区六人、加治木地区七人、蒲生地区三人となっております。

次に、議案第一〇七号平成二十一年度始良市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての御質疑についてお答えいたします。

決算時においては、全体で七十八画地、面積約一万八千五百五十平方メートル、金額で約七億二千九百万円となっております。なお、施行地区内と地区外との事業界にある不整形な画地や大型看板が設置してある画地を除いた場合、六十七画地、面積約一万六千四百平方メートル、金額で約六億六千万円となります。

以上、お答えいたします。

〇一三番（里山和子君） この始良市の歳入歳出決算審査意見書

のほうで、ちよつと再質疑をしていきたいと思うんですけども、繰越明許は十一ページにあるようでございます。まちづくり交付金事業の三億九千三百万円については御答弁いただきましたけれども、あと三千万円以上の事業としまして、社会福祉費の始良高齢者福祉センターの維持管理事業約三千三百万円、それから土木費の道路橋梁費の地域活性化きめ細かな臨時交付金事業の四千百万円、それから過疎対策事業の道路の四千九百万円、約ですね。それから、地域活性化きめ細かな臨時交付金事業の約五千八百万円、それから教育費の中学校費の中学校施設整備事業の約五千九百万円ですか、についての繰越明許になった理由をお知らせいただきたいのと、それから交渉がうまくいかなくて事業が延びるといのはよくあるんですけども、そういうことで繰り越しになったのか、それとも職員が足りないのか、手が足りなくてできないのか、それから町債で借金している部分がこの事業にありましたら、どのくらいの借金が含まれているのかというあたりをお聞かせいただきたいと思えます。

それから、二番目ですけれども、この衛生費の清掃費が約一億六千万円増になっていまして、施設が新しくなったために処理量が増額になっているというような御答弁ですけれども、古い施設のとくと新しくなったときとで委託料はどのくらい違っているのかどうか、お知らせください。

それから、可燃ごみは前年度と二十一年度ではどのようにふえていますでしょうか、そのあたりの推移をお聞かせください。

それから、三番目は財政力指数が――地方債残高が四三ポイント、それから債務負担行為が一・四ポイントですね、それから普通建設事業費が一六・三ポイント、積立金の現在高が九・九ポイント高

くなっているんですけども、このあたり例えば大きいのは地方債残高が四三ポイントですよ。それから建設事業費が一六・三ポイント高いとか、それから積立金、財政調整交付金なども十億円くらい多いようですけれども、そういう建設事業をもちよつと繰越明許になるくらいあるわけですので、もう少し全部とはもちろん言いませんが、もう少し抑えてやっばり扶助費とか福祉的なものに予算を回していく、財政調整基金なども少し積み立てをおろして、もちよつと有効に活用していくとか、そのような努力もできると思うんですけども、そのあたりこの指数からみてどのように感じていらつしやるか、これは市長にお伺いいたします。

それから、市税の税収が一億三千万円減になっているんですけども、企業誘致、農林水産業の振興とか、商工業の発展とか必要になつていくわけですけれども、先日三拾町の田んぼのところ、山田の凱旋門の駐車場を見に行くときに通りましたところ、鬼火焚きが何かできなくなるらしいという話が出て、ビニールハウスが三棟建つておりましたけれども、そういう影響だというような、确实かどうかわかりませんが、そういう話が出ておりましたけれども、熊本県あたりに高速道路で入りますと大変ビニールハウスなども鹿児島と比較にならないくらい多いわけですけれども、そのような施策をもちよつと推進するとか、それから日置市に行きましたら、陶器の販売をまとめてやっているような、それから陶器をつくる練習をさせていたりとか、そういう物産展みたいなのがあったりしましたけど、やっばり市民がものをつくってそれを販売する、発表するそういう機会を設けることが大事ではないかというふうに痛感しましたけれども、そのあたりについて市長のお考えは、この

決算からどのようにお考えかお聞かせいただきたいと思ひます。

それから、五番目は扶助費が、普通建設事業費が多くて扶助費が少ないということで、どのように考えるかということですが、テレビを見ておきますとこれいいか悪いかは別にしまして、町長さんが一年間報酬をゼロにして子どものクローラーを設置するとか、それから宮崎県の米良町では保育料の二人目を半額、三人目無料とか、箱物を節約してというようなことなども出ていますが、医療費無料化、小学校卒業までになりましたので、少子化対策としては一歩進んだと思うんですけども、もう少しやっぱり少子化それから高齢化に対する施策ですね、そのあたりを決算から考えて予算を組むべきだと思ふんですけども、そのあたりについてはいかがお考えか、市長のお考えをお聞かせください。

それから、議案第九七号の国保のところですけども、基金が三億円余りあるわけですけども、一万円、一世帯値下げをするとすると、何世帯くらいあって幾らくらいで値下げができるのか、一世帯一万円で計算して数字を出していただきたいと思ひます。

それから、議案一〇一号の介護保険のところですけども、特別養護老人ホームの待機者が百三十二名ということで、施設にいらつしやる方もあるわけですけども、やっぱり特老に入りたいと思つていらつしやるわけですよ。ですから、百三十二名あるわけです。そうしますと、今現在始良市内には特別養護老人ホームの施設は何か所あって、何人くらい収容されていらつしやるのか、そのあたりの数値をお聞かせください。

それから、この要支援一から要介護五までの利用率が低いほうがなんか利用率が悪いようですけども、このあたりの理由はどうい

うことになるのでしょうか。

それから、議案一〇七号では精算金の精算や事業の収支等の事業はいつまでで終わるのででしょうか。

それから、売れ残った保留地は市有地となって借金は残つて返済は続いていくわけですけども、今のまま残るとすると年間幾らの返済で、何年くらいこの借金返済が続くものかどうか試算しておられるかどうかお聞かせください。

それから、これからの売りの見通しはどのようになっていくのか、お知らせいただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（兼田勝久君） しばらく休憩いたします。

午後 二時三十二分休憩

午後 二時四十七分開議

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

○総務部次長兼財政課長（花田實徳君） お答えします。

まず、類似団体の件でございますが、平成二十一年度の決算は合併により旧三町の各数値を単に合算したものであります。これまでの三町の地理的条件や人口規模、先ほど副市長の答弁もありませんが、そういった産業などの構造の違いでただ合算したものでございまして、ただ類似団体と同様な数値になるものではないというふうにご考慮しております。

また、同じ類似団体であっても地理的条件、人口規模、産業構造そういったもの等で単純に比較できるものではなくて、これは同じ

類似団体でも上中下というのがございます。それぞれ所得の高い層とか低いところとか、そういった地域がございますので、単純に比較はできないものと考えております。また、参考までに申し上げますと、ちょうどお隣の霧島市ですが、平成十七年に合併しておりますが、その合併時の財政力指数というのが〇・四八、現在では〇・五八というふうな形になっております。

県内の財政力指数等を申し上げますと、県内の平均が〇・二九とということでございます。始良市のほうはまだ〇・五〇でございますので、高いほうという、今の県内の所得を考えますと、高いほうではないかというふうに考えております。それと、明許繰越費関係でございますが、これにつきましては総務民生費、土木費とかいろいろございますが、昨年二月議会ですか、合併前ということで三月議会を二月に変えて会議を開いていただきましたが、そのときにきめ細かな臨時交付金そういったもの等で一応予算可決していただきました、その分が明繰というふうになっております。

その内容につきましては、始良町でいいますと高齢者福祉センター、蒲生町でいきますと庁舎の維持管理、始良町では建昌城整備事業、土木でいきますと道路橋梁費の関係、教育費では中学校の施設整備事業、加治木のほうの図書館の維持事業等そういったものが繰越明許という形になっております。それと財調の取り崩しをやりましたけれども、財調の取り崩しについては、今後景気が好転しない限り厳しい財政状況にあるというふうに考えております。今の時期というか、普通交付税で合併算定がある時期等に少しでも積み立てができれば、今後の社会情勢に対応できる財政運営ができるんではなかるうかというふうに考えておりますので、できるだけ少し

ずつ積み立てはしていきたいというふうに考えております。

それと扶助費の関係ですが、これは市民の方からはいろいろ面で要望がたくさんございます。今後市全体的な事業、財政運営というふうに考えていきますと、普通建設扶助費、補助費、そういったところでバランスよく予算計上し、今後実施してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○建設部長（大園親正君） お答えいたします。

土木費の関係で道路橋梁費の地域活性化きめ細かな臨時交付金ですが、これは四千万円、舗装補修事業でございます。それから、道路橋梁維持整備事業は橋梁の補修の関係で委託料と工事請負費でございます。それから、過疎債の場合は道路改良工事の工事請負費公有財産購入費補償補てん及び賠償金の金額でございます。

それから、時期的におくれたのか、それとも手が足りなかったかというようなことでしたが、先ほど総務部次長が答えましたように、ちよつと二月の時期に事業の決定になった関係でおくれたということでございます。

以上です。

○市民生活部長（池山史郎君） 清掃費関係につきましては、担当課長に答弁させます。

○市民生活部環境施設課長（富永博彰君） 環境施設課の富永で

す。先ほど副市長のほうから答弁がございましたが、委託料等と書いてございますが、委託料等の中には委託と委託料と需用費がございます。議員の質問にございました委託料につきましては、平成二十年度が四千九百三十七万二千元、それと平成二十一年度が一億四

千四百六十七万九千円でございます。需用費が一億三百万円程度でございまして、差額がこれが五千八百九十三万五千円、この二つを合わせまして一億五千七百万円くらいになります。約一億六千万円です。

それと、可燃ごみの搬入量でございますが一般ごみと事業系ごみを合わせて年間、平成二十年度が一万九千八百三十八トン、平成二十一年度が一万九千六百八十五トンです。この差が百五十三トンの減でございます。ちなみに、平成十六、十七、十八、十九、四十年間は二万トンを超えておりますけれども、昨年から二万トン減りまして以下になっております。

以上です。

○福祉部次長兼長寿・障害福祉課長（小川博文君） 介護保険特別会計の質疑にお答えします。

利用率のところでは要支援一、二の方々が低くなっているというところでございますが、要介護度が上がるほど利用率というのは高くなるわけでございますが、要支援一の方々は比較的軽度の方々でございます。中には住宅改修等ができればもうサービスは要らないという方もいらっしゃると思いますので、利用率としては低くなってきております。

それから、市内の特別養護老人ホームの箇所数等でございますが、四カ所ございまして定員は三百三十人でございます。

以上です。

○市民生活部次長兼保険年金課長（小野 実君） 国保税の一万円値下げの問題でお答えいたします。

国保税については四方式、資産割、所得割、均等割、平等割で課

税しておりますので、簡単に税率等の計算はできませんけど、先ほど議員も言われるとおり世帯当たり一万円値下げをしたらということでしたので、ことしの三月三十一日現在で世帯数は一万一千八百十五世帯でございますので、これに一万円掛けますと一億一千約二百万円ほどの額になると思います。

以上です。

○教育部長（二見康洋君） お答えいたします。

教育費関係の中学校費、中学校施設整備事業の繰り越しでございますが、これは蒲生中学校の耐震補強工事と太陽光発電システム設置工事にかかるもので、工期がとれなかったために繰り越しをいたしております。

以上、お答えいたします。

○建設部長（大園親正君） 区画整理の關係の議案一〇七号の件です。帖佐第一地区の事業完了の見通しにつきましては、現在の計画では平成二十三年度に換地処分の報告を済ませ、その後区画整理登記、精算金の徴収交付へと進めていく計画です。施工期間は平成二十四年度としております。ただ、精算金の徴収交付も事業施工期間に含まれることから、最初の施工期間をいつにするかについては再度県の区画整理課と協議することです。了解を得ております。

それから、今後の保留地処分につきましては、保留地は換地処分の翌日に普通財産として市に引き継がれることとなりますが、それまでは従来どおり区画整理課において新聞折込やチラシの配布、ホームページの掲載の広告をしながら販売していくこととなります。

現在の予定では、平成二十三年九月ごろを換地処分交付の予定としており、その後は保留地から市の普通財産として所管をかせ、一

般に販売していくこととなります。普通財産になると一般の土地と同様登記簿謄本ができ、所有権または所有権以外の権利の設定等が容易にできるようになるなど、保留地と比べ購入希望者の意向に沿えることが期待されます。

現在の保留地、また今後の普通財産の処分については、長引く経済情勢低迷の中におきまして厳しいものがありますが、区画整理地区への街路灯、それから交通アクセスの整備や小学校建設が実現へ向けて動き出したことなど、利便性の向上が見込まれますので、引き続き宣伝媒体を通して広く情報提供に努めて早期に完売できるように努力してまいります。

以上です。

○総務部長（前畠利春君） 市税等に減収については、税務課長のほうでお答えいたします。

○総務部税務課長（脇田満穂君） 税務課の脇田でございます。市税等の減収につきましては、先ほどお答えしましたとおり経済状況等の要因が一番大きいものと考えております。

以上、お答えいたします。

○市長（笹山義弘君） お答えいたします。

二十一年度の決算におきましては、先ほど各担当が答弁しましたように、新市合併になりました、日にちがなかった中ででの決算でございます。そういう意味でほとんどが旧町を引き継いでいるわけでございますから、そういう中で国県におかれましても現下の厳しい経済状況の中でいろいろの臨時交付金等々でこの雇用とか、それから経済の浮揚を図るという意味でいろいろと建設事業に活用して、雇用の促進そして景気の浮揚を図るという意味でそういう施策が図

られたとごあります。それに従って旧町ともそのような事業展開をしたというふうに認識しております。

また、扶助費等につきましても、福祉事務所がまだ設置されていない時点においての類似団体との比較は到底できないことであろうというふうに思います。また、今後ともどのような経営をしていくかということでありますが、引き続き財政の健全化ということには努めながら、そして税収を収入を図るということは一つには事業展開する場合に有利な財源を確保しながら、今後とも事業展開をしたいということを考えているところであります。

したがって、るる具体例を出されましたけれども、そのことについては今後の検討ということにさせていただきます。

○議長（兼田勝久君） 里山議員、ちよつと待つてください。一般質問に回す部分、なお特別委員会で行う質疑関係、その辺を分けて本会議での質疑ということが続けてください。

○一三番（里山和子君） このごみの問題ですね、二十年度以前は二万トンを超していたけれども、だんだん減ってきてつあるというところでいいことだと思っておりますけれども、一方委託料は約一億円くらいふえてきておりますよね、皮肉なことだと思っております。新しい施設の公債費は幾らになっておりますでしょうか、念のためお聞かせください。

それから、財政力指数ですけれども、類似団体をしっかりとそのまま参考にしなさいと私も言っているわけじゃなくて、大体めどとして類似団体というものの数値が出ているわけですから、参考にはすべきだと思っておりますけれども、市長は県内一安心・安全ですばらしい町をつくると言っておられるわけですから、一番を目指さな

いといけないわけですよ。そうしますと、霧島市がもう〇・五八
いつているわけですか、これに近づいて追い越さないといけないわ
けでしょう。そうしますと、〇・五〇ですからまだ低いわけですよ
ね、財政力指数が。ですから、それをどう上げるかというのは市長
の働きどころだと私は思つて、また他市町のことも参考にしながら
建設事業費も繰越明許が出るくらい、触れるくらい組んでおられる
けれども、もっと例えば扶助費とか、クーラーなども大変暑いわけ
ですから、子どもたちがひいひい言っているわけですよ、そうい
うところにもうちよつとできない、今のとこできないという答弁な
どがあるわけですけど、やっぱり人間を大事にする施策というもの
をもう少し織り交ぜて建設事業費が高く、扶助費が少ないというよ
うなことなどは、やっぱり類似団体を参考にしながら、市民の立場
で決算予算を見ていくという考え方が大事ではないかというふうに
思ふんですけれども、市長いかがでしょうか。

それから、国保税は一世帯一万円値下げをすると三億数千万ある
わけですから、基金が。そうしますと、一億二千万円くらいあれば
値下げをできるということになりますよね。徴収率が八八・二とい
うことは、九二%くらいないといけませんかね。三千万円くら
い損しているわけですよ。よその値下げをして収めやすい町にし
ている町とすると、もうほとんど全国でも一般会計から繰り入れて
値下げをして払いやすい国保税に大分全国的にもしてきておられる
のに、もうここの市長は絶対繰り入れないと言っているわけですよ
ど、その辺をもうちよつと考える、この徴収率から見ても払いたく
ても払えないようなことにもなっているのではないかと。まして短
期保険証五百十二、資格証明書百七十二名もいらつしやつて、保険

証がもうあつても短期間、ない方々もいらつしやるような状況とい
うのは住みやすくはないわけですよ。ですから、もう少し扶助費
的なことも考慮に入れて施策を、予算を組んでいただきたい、決算
を考えていただきたいと思ふんですが、そのあたりいかがでしょ
うか。これ市長にお尋ねします。

それから、この特別養護老人ホームですけども、今四カ所、三
百三十名の定員でやられているわけですけども、あともう次の特
別養護老人ホームをそろそろ建設の要請をし、国や県に要望をし、
めどを立てていかなければいけない、百三十二名もおられるわけ
ですから、時だと思ふんですけれども、決算から見まして市長そのあ
たりを今後どのように考えておられるのでしょうか、お聞かせくだ
さい。

以上です。

○市民生活部長（池山史郎君） お答えいたします。

清掃センターの公債費でございますけれども、十五億七千九
十万円でございます。

○総務部次長兼財政課長（花田實徳君） お答えします。

類似団体の関係でございますが、最初の副市長の答弁にございま
したように、二十一年度については福祉事務所等がまだないとい
うことで、類似団体との比較はできない旨、扶助費等が少ないとい
うことでございますので、今後は類似団体等も一つの目標としなが
ら今後全体的なバランスを考えて財政運営に努めてまいりたいとい
ふふうに考えております。

以上です。

○市民生活部次長兼保険年金課長（小野 実君） 国保税につき

ましては、市長にということでしたが、その前に国保事業についての状況だけ私のほうから説明させていただきたいと思えます。

先般の補正予算の関係でも質問にお答えしましたように、現在医療費の伸びは年間五・七%くらい伸びております。そうすると、それと税収については先ほどありましたように毎年度所得の、不景気によりまして税収も減少し、国庫補助金のほうも伸びることがございません。そうなりますと、平成二十二年度においては約四億円近い基金がありますけれども、一部取り崩しをしなければ医療費の支払いができない状況になってきておりますので、と同時に今後後期高齢者の国保への加入問題、それと同時に都道府県による後期高齢者、七十五歳以上の財政的なものについては都道府県でやるという方向性の中で、一般会計から繰り入れを、法定外の繰り入れをするものについてはこれを是正させるというのが国の方向性ですので、それを踏まえた中、あくまでも一般会計からの繰り入れというのは今の国保事業の中では考えておりませんというような状況ですので、現在の状況でいいますと基金を用いての値下げの状況ではないという判断を担当課としては考えております。

○福祉部長（谷山昭平君） 特別老人ホームの関係につきましてお答えいたします。

ただいま三十床の増加につきまして認可がおりまして工事中でありますので、しばらくその様子について見守りたいと思っております。

以上です。

○議長（兼田勝久君） 最後市長答えますか。里山議員いいですか。

○一三番（里山和子君） 市長に聞いておりますよ。

○議長（兼田勝久君） それじゃあ、一応、質疑。この内容が一般質問に属するか、それとも質疑の範疇であるかというのは、議会運営委員会において再度検討いたします。

それで今、本会議中に質疑の中で出ておりますので、市長、答えてください。

○市長（笹山義弘君） 二十一年度の決算につきましては、合併間もないという中で市の決算でございますので、このいろいろあり方ということについては比較しながら、二十二年決算をしっかりと見据えながら、今後については考えていきたいというふうに思います。

○議長（兼田勝久君） これで、里山和子議員の質疑を終わります。

次に、二九番、森川和美議員の質疑を許します。

○二九番（森川和美君） 質疑をいたす前に、少し。私は、この議案六六、七六、八七を一括ということにして質疑をいたしておりますが、中身をよく精査してみますと始良市の一般会計歳出歳入の決算が少し混同しておりますので、九六号まで入れればよかったですけど、そこを少しお断りしながら、さらに先ほど市長からもありましたように、この二十一年度決算は暫定決算あるいは変則決算ということで、余り突っ込んだ質疑はしないほうが好ましいとは思ってはおりますが、私はただ大綱的にお尋ねをしておりますので御理解していただきながら、お答えを願いたいと思います。

一番目が、総体的にそれぞれの町の地方債ですね、いわゆる借金がなかなか減らないと。これは計画的予測に基づいて地方債をふや

してきたのかどうか、お尋ねをいたします。

二番目、それぞれの総合計画にのっとり、また国県の地方財政に対する施策の内容でやむを得ず歳出してきたからか、さらにいうならば有利な補助事業導入に力点を置いての増になったのか伺います。

三点、標準財政規模に占める割合について、私はこの類似団体というのは余り好きじゃないんですけれども、類似団体の平成二十年度数値と比較した場合、地方債残高は始良市が四三・〇ポイント高く、さらに債務負担行為額が一・四ポイント高いと示されておりますが、この内容についての見解をお伺いいたします。先ほど同僚議員の答弁にも大分出てきておりましたが、質疑を出しておりますので御答弁を願いたいと思います。

四点目が、旧加治木町が一時借入金を六億三千七百七十五万円、旧始良町が六億七千七百四十九万円、蒲生町が五億三千七百四万円、それぞれ一時借入金を年度末にしておりますが、その理由をお伺いいたします。これにかかる借入金総額の利息は幾らであったのかお示し願いたいと思います。

○市長（笹山義弘君） お答えいたします。

森川議員の御質問には副市長がお答えいたします。

○副市長（西慎一郎君） 議案第六六号、七六号、八七号の平成二十一年度加治木町、始良町、蒲生町一般会計歳入歳出決算についての一点目の御質疑にお答えいたします。

市が、長期にわたって使用される施設建設などの事業を行うには、短期間に多額の資金を必要とし、他の通常事業を予算的に圧迫することにもなりますので、計画的な財政運営を進めるために地方債を借り入れております。

地方債残高は、さきに報告いたしました財政健全化判断比率の将来負担比率にも影響いたしますことから、合併前の旧団体から各年度における起債額や地方債残高に一定の基準を設けて、計画的に地方債を活用してまいりました。

次に、二点目の御質疑についてお答えいたします。

基本的には、旧三町及び一部事務組合の総合計画や実施計画に基づいて各事業を実施し、各事業を実施するにあたっては、国県補助金を有効に活用してまいりました。

次に、三点目の御質疑についてお答えいたします。

標準財政規模に占める地方債現在高及び債務負担行為の割合についての御質疑であります。さきの里山議員の御質疑にお答えいたしましたように、各町において実施された大規模な事業にかかる地方債残高と債務負担行為は、類似団体と比較して高い数値となっております。

次に、四点目及び五点目の一時借入金についての御質疑につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

旧三町においては、合併に伴う打ち切り決算であったため、通常、出納整理期間までに歳入として受け入れる国県支出や地方債などが収入できなかつたことなどにより赤字決算となり、歳入不足額に対して各町の各会計に定められた限度額の範囲内で一時借入金を充用し決算いたしました。

この赤字補てん分の一時借入金は、始良市の歳出予算に計上し利息分を合わせて返済いたしました。一般会計の一時借入金に対する利息は三町分合計で約二百二十二万二千円であります。

以上、お答えいたします。

○二九番（森川和美君） 私、二問目はですね、答弁は要りませ

んので少し、ちよつとだけお時間をいただいで話をさせていたいただきたいんですが、これからの、私がなぜこの質疑をこういう状況にありながらお尋ねしたかと申しますと、御案内のように現在政治の不安定、経済の不安定、雇用の不安定、外交、防衛の不安定ですね、このことが地方自治体にも即影響が出てくるという観点で、今まで首長が補助事業、有利な起債事業を取り入れるのが力量のある首長だと言われてきたわけですけどね。そのことが、このような全体的な状況を生んできたから、それを考慮しながらということで、総務省は九月の末、二〇〇九年四月から全面施行された自治体財政健全化法に基づいて、自治体の財政状況を図る二〇〇九年の決算を暫定値で指標を公表しているんですけども、将来負担額が発生していない市町村は、わずか全国で三十八市町村なんですね、三十八市町村、将来に負担額が発生していない市町村、こういう状況を踏まえて首長である市長がこの政策やもろの事業を決定決断する場合に早くても遅過ぎてはいけない、さらに事を進める場合、強い反対があるが、逆に強い推進があっても説明責任を果たしてしっかりやっていただきたい、これを申し上げて終わりたいと思います。

○議長（兼田勝久君） これで、森川和美議員の質疑を終わります。

次に、五番、田口幸一議員の質疑を許します。

○五番（田口幸一君） さきに、同僚議員が質疑を行いましたので、その答えも明確に出ておりますので、その分は省きたいと思えます。それでは三点ほど通告しておりますので、順を追って読み上げて一回目の質疑にかえます。

議案第九六号平成二十一年度始良市一般会計歳入歳出決算認定について、一番目は決算書十二ページの個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税、これを私は通告では四億五千三百六十九万五千二百八十九円と、これは大きな間違いでございました。これの合計が六億五千七百八十九万五千二百八十九円になっております。ですから、これに関して六億五千七百八十九円というのは、多額の収入未済額だと思います。収入未済額と、一般に滞納が発生しているが、これをどのように分析しているか、これは納税の公平公正ということがあります。正直者がばかを見るというようなことが言われておりますけど、今後納税していただくということ、これが一番の一般財源に一番力のある始良市の財源だと思うんですが、今後どのような方策で徴収していくのか。

次に、議案第九七号平成二十一年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について、九十七ページの国保税の収入未済額をどのように分析しているか、今後どのような方法でこれらの金額を、未済額を徴収していくのか、これが収入未済額が六億五千八百二十六円になります。六億五千万円というのは大きなあれです。先ほど市民福祉部次長がする説明をされましたが、このことはどのようにお考えか。

次に、議案第一〇一号平成二十一年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定歳入歳出決算認定について、百五十九ページの介護保険料の収入未済額一千九百五十二万九百円は、どのような理由か。

以上について第一回目の質疑を行います。

○市長（笹山義弘君） 田口議員の御質疑については、副市長がお答えいたします。

○副市長（西慎一郎君） 初めに、議案第九六号平成二十一年度始良市一般会計歳入歳出決算認定についての一点目の御質疑にお答えいたします。

財政状況が厳しい中で、税收を確保するために徴収には鋭意努力しているところでありますが、この長引く不景気で雇用環境の悪化や所得の低下などが影響し、依然として厳しい状況にあります。

御指摘の収入未済額につきましては、五税目で約六億五千七百万円となっておりませんが、平成二十年度の旧三町の合計額と比較しますと約四百万円縮減しております。

今後とも滞納者の実態を把握し、実情調査や納税相談等を通じて、個々の状況にあった適切な方法で未収債権の回収に努めます。

次に、二点目の御質疑についてお答えいたします。

税務行政の中で最も大事なことは、税負担は公平公正でなければならぬということであり、納税の公平公正とは、各人の能力に応じて税を負担するところであり、悪質な滞納者や担税力がありながら納税しない滞納者には、税法上の処分を厳しく適用してまいります。

次に、三点目の御質疑についてお答えいたします。

納税に対する市民の信頼を得るためにも収納率を向上させなければなりませんので、納税者には収めやすい納税環境の整備を図りながら、滞納者には納税秩序の維持を図るために財産の差し押さえ公売などを実施してまいります。

また、税を含む他の公債権の回収の方針等を定め収納率の向上を図るために、税等収納対策委員会を設置して全庁的な体制で未納対策に取り組んでいきたいと考えております。

次に、議案第九七号平成二十一年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定についての一点目の御質疑にお答えいたします。

平成二十年度の三町と比較しますと八百万円ほどを縮減しておりますが、依然として大きな収入未済額があります。御承知のとおり、国民健康保険税や介護保険料は市税とは異なり課税所得がなくても均等割や平等割が賦課されます。

特に、国民健康保険税の滞納者には所得の低い方や近年の景気の影響等により会社の倒産やリストラなどによる無職の方や多重債務になった方などが多く見受けられ、徴収環境としては厳しいものがあります。

二点目の御質疑についてお答えいたします。

定期的に納税相談の窓口を設け、また随時に相談があれば相談に応じ、納税の意思がある方については、分割納入などの手段で滞納の解消を図っております。また、滞納者との面談機会である短期被保険者証などの発行時を利用し、特別な事情の有無の把握や生活状況などの滞納原因を聞き取り、適切な相談窓口の案内などを行っております。

次に、議案第一〇一号平成二十一年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定歳入歳出決算認定についての御質疑にお答えいたします。介護保険料に未納が発生するのは普通徴収によるものがほとんどであります。介護保険料の普通徴収は、年金の特別徴収ができない一定額以下の年金受給者、六十五歳に達した方及び六十五歳以上の転入者が対象となります。

このようなことから、特別徴収から普通徴収に切りかわった場合

や、転入等において介護保険制度について御説明しているところでありあります。

国民健康保険税と同様に課税所得がなくても保険料の支払いが発生しますが、国民健康保険の給付と異なり、介護を受けるのは将来のことと考え、納付に対する意識が希薄になる場合もあると考えておりますので、特にこれらの未納者には制度理解と納付意識の高揚を促していかなければならないと考えております。

以上、お答えいたします。

○五番（田口幸一君） それでは、二回目の質疑を行います。

まず、一点目は個人市民税について現年課税分六千二百四十一万七千二百七円、それと滞納繰越分一億六千四百四十五万五千四百一円は、旧始良町、旧加治木町、旧蒲生町ごとに分類すればどのようになりですか。

二点目、法人市民税について、現年課税分百七十七万円、滞納繰越分三百九十万二千二百円は、これは会社が倒産したのか、次にやっぱり旧始良町、旧加治木町、旧蒲生町ごとに分類すればどのようになるか。

三点目、固定資産税について、現年課税分九千九十三万九千八百七十八円、滞納繰越分、これは大きいですね。二億九千二百四十四万三千百三十六円は、これを個人分と会社に分類するとどのようになるか、また旧町ごとに分類するとどのようになるか。

四点目、都市計画税について、これは都市計画区域の方々に対しての課税ですね。現年課税分五百五十五万四千八百六円、滞納繰越分一千八百三十四万五千七百八十九円は、旧町ごとに分類するとどのようになりですか。それと、こういう多額の収入未済額、滞納額

が出てくるんですけど、徴収体制はどのようになっているのか。

引き続き、議案第九七号、決算書九十七ページのこれは国民健康保険税ですね、全体で六億五千八十八万二千十六円が未済になっております。これは、私はもうはつきりした答弁をいただくために担当の収納管理課長、税務課長、それから市民福祉部次長、福祉部の次長に書いて通告してありますから、そこでわかったこと今里山議員の質疑によって資格証明書の発行はどうなっているかというような、これは百七十二世帯という答弁がありました。

そして、二番目の短期被保険者証の発行状況はどのようになっているかという、これは五百十二世帯ということが。

三点目のことですが、これは市民税等の徴収体制等にも同じになるかどうかわかりませんが、徴収体制はどのようになっているのか。また徴収のあれに通常の税務課職員とか、収納管理課の職員のほかに、この収入未済額、滞納額を徴収する専門の職員が配置されているのか。

四番目、この国保税の収納率は先ほど里山議員の質疑で収納率八八・二%という答えが帰ってきております。

そして五番目、私が聞こうとしていたこと、通告をしたんですが、財政調整交付金のカットはということとで二千八百九十万一千円、ここで聞きたいことはごく簡単な、すぐわかることですから、この四点目に質疑、今お尋ねしました徴収率、収納率八八・二%小野次長、八八・二%ですが、この八八・二%で二千八百九十万一千円、財政調整交付金が二十一年度はカットになったと、以前私は九〇%とか、九一%とか徴収目標を掲げて夜間徴収とか臨戸徴収とか、あるいはそのことで二人一組になって管理職の方々も回ったことを覚えてお

りますが、この徴収率八八・二%がこの二千八百九十万円カットになったわけですか、財政調。この現在、徴収目標を何%にこれは当初予算でも出てきましたよね、この徴収、財政調整交付、ここでこういうふうにお尋ねします。財政調整交付金のこの二千八百九十万円がカットにならない徴収率、収納率は幾らか。これはもう出ているわけですよ、それだけ。

それから、最後介護保険ですね、百五十九ページの介護保険料の収入未済額一千九百五十二万九百円について、これも通告がしてありますから、小川次長がすぐ答えていただけだと思います。現年度分普通徴収保険料未収額が一千九万四千三百円は、これは介護保険料は四十歳以上の人が納めてもらうんですよ。四十歳以上となっているが、特別徴収の未納額、未収額はゼロ円って決算書に出ております。だから、私が聞きたいことは普通徴収の自営業者、農業従事者等の分類はどのようになっているか。

二点目、これらの人たちの、四十歳以上ですから何でこんな一千万円から未納が出たということですが、これらの人たちの納入保険料の納入意識はどのようにとらえていらっしゃいますか。

それから三点目ですけど、ここでも同じ税務課のほうと収納管理課、それと小野次長のほうにも徴収体制はどのようになっているかということ、この普通徴収の保険料の徴収体制、これもやっぱり税務課とか収納管理課とタイアップしてやるんですかね、そこをお答えください。

それから、これは市長に答弁していただきますかね。収入未済額がこの一千九百五十二万九百円ありますけど、今後の介護保険事業運営にどのような影響を及ぼしていくか、少し政策的な意味もある

と思いますので、笹山市長この点はお答えください。

○総務部長（前畠利春君） ただいま収入滞納等についての御質問については、それぞれ担当課長のほうでお答えいたします。

○収納管理課長（今村一正君） 収納管理課長の今村です。田口議員の九六号の一点目から四点目までですが、五点目はまたその後でお答えします。

個人住民税と法人市民税、それから固定資産税、それから都市計画税のこの四つの税目についての未収額を旧三町ごとの分類はどのようなになっているかという御質疑でございました。旧三町それぞれ打ち切りで決算を行っておりますので、その後始良市の全体の収入として取り組んでおります。したがって、始良市の最終的な未納額を、三町の未納者ごとに分類することはちよつと不可能かと思っております。なぜならば、市外におられる未納者の方とか、こういう方々がいらっしゃいます。これを正確につかむということはかなり難しいことになります。そこで、旧三町ごとの決算時の未納額と始良市で幾ら収納したかということとを税目ごとに申し上げたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、個人市民税のほうからいきたいと思います。第一点目の質疑でございますが、まず現年過年合計で申し上げますが、旧加治木町の未納額が一億一千五百五十四万四千六百四十八円でございます。それから、旧始良町の未納額が二億六千二百四十二万九千九百四十九円となっております。それから、旧蒲生町が一千八百八十五万四千八百七十三円、合計しますと三億九千六百八十二万九千四百七十円というふうになります。それを新市、始良市のほうで一億七千万七千二百二十二円を収納いたしております。したがって、

新市の未納額としましては、二億二千六百八十二万二千八百四十八円に縮減されております。

続きまして、二点目の法人市民税でございますが、旧加治木町の未納額が三百十五万一千七百円、旧始良町が三百二十六万七千円、旧蒲生町が十五万円、合計しますと六百五十八万七千円というふうになります。これを始良市のほうで八十九万六千五百円収納しております。したがって、始良市の未納額としまして五百六十七万二千二百円になっております。

それから、三点目でございますが、失礼しました。その前に、法人市民税について、これは会社が倒産したかという質疑でございますが、これは大方事業所の事業不振というふうにとらえております。

それから、三点目の固定資産税でございますが、旧加治木町の未納額が一億五千六百五十万八千四百四十四円、それから旧始良町が二億一千七百九十九万二千七百七十五円、旧蒲生町が二千七百七十一万二千六百七十円、合計しますと四億百四十一万二千九百八十九円になっております。これを新市のほうで収納したのが一千八百八十二万九千九百七十五円で新市の未納額が三億八千二百五十八万三千四百円になっております。

それと、個人分と会社分に分類するところのようになるかというようになことでございましたが、未納者については現在の滞納管理システム上では、この分類はされておられません。

それから、四点目でございますが、都市計画税でございます。旧加治木町の未納額が一千三十六万二千八百八十九円、旧始良町が一千四百三十九万二千六百八十八円、蒲生町は都市計画費がありませんので

ゼロ円ということで、合計しますと二千四百七十五万二千八百九十七円、始良市のほうで八十五万二千三百三十二円収納いたしまして、未納額が二千三百九十九万五千九百九十五円というふうになっております。

それから、五点目の質疑ですが、収納、徴収体制はどのようになっているかという件でございますが、現年度の徴収は税務課で徴収にあたっております。それから、過年度分につきましては、収納管理課のほうで徴収にあたっております。

引き続きまして、議案九七号の三点目の質疑でございますが、徴収体制はどのようになっているのか、徴収の専門職員がいるのかということについてお答えいたします。

徴収体制は、国民健康保険税の現年度分は税務課が主体となりまして、国保医療係と連携して徴収にあたっております。それから過年度分につきましては、一般税と同様、収納管理課のほうで徴収しております。

それから、徴収の専門職員がいるかということでございますが、税務課も一応徴収にあたっておるわけですが、なかなか権利が複雑で、いろいろと複雑な案件、事案等につきまして、そこから租税債権を回収するとなると、かなり専門的な知識を持った方が必要になります。今現在、始良市のほうで滞納整理指導官を一名雇用しております。その方から、特殊困難事案とか、そういうものについては徴収技法を伝授しながら、習得しながら徴収にあたっております。

以上でございます。

○市民生活部次長兼保険年金課長（小野 実君） お答えいたします。

徴収率と、それから財政調整交付金のカットの関係でございます。まず、財政調整交付金のカットの関係、先ほど里山議員にお答えいたしました二千八百九十万一千円、これにつきましては、平成二十年度の徴収率に対してのカットでございます。そのために、これは旧三町の取り扱いになりますので、申し上げますと加治木町が一人以下の被保険者ですので、徴収率が一応基準が九〇%までになっております。そのため、徴収率が八九・〇ですので、七%カットを受けておりますので、金額にして一千六百七十七万一千円、それから旧始良町が一人から五万人のニーズになりますので、徴収率が八九・四二%ですので、上限が八九から九一%の範囲で五%カットになりますので、カット率が一千七百二十三万円になって、合計で今申し上げた金額になっております。

それと、平成二十一年度の先ほど決算認定の中で一般被保険者の現年分の徴収率が八八・二四%になります。この率に対してのカットにつきましては、平成二十二年の財政調整交付金のカットになりますので、この申請が来年の二月になりますので、現時点では二十一年度の徴収率に対してのカットについての金額はまだ算定できておりませんので、今の段階でこれは今回の決算の認定の中の数字になります。

それと目標についてでございますが、先ほども言いましたように一万人から五万人の被保険者がいる場合においては、カットを受けない最高の徴収率が九一%でございますので、目標値は必ず九一%以上を徴収するという目標を立てて徴収に努力しております。

以上です。

○福祉部次長兼長寿・障害福祉課長（小川博文君） 介護保険特

別会計の中で、収入未済額は介護保険事業にどのような影響になるかというようなことでしたが、介護保険制度は保険給付費の五〇%を保険料で、残りを公費で賄っております。その五〇%のうち二〇%を六十五歳以上の第一号被保険者ということで、この分について直接市が収入を図るということで、四十歳から六十五歳未満の方については第二号被保険者ということで、それぞれ加入されている医療保険者、国保もあれば共済もあれば政府管掌の保険もあるわけですが、この保険者が医療費と一緒に徴収し、支払い基金のほうに収めてそこから市のほうに交付されるというものでございます。

この第一号被保険者に収入未済が、したがって発生した場合の影響ということですが、当然介護給付費の財源ということでございますから、少なからず影響してまいります。介護保険制度としましては、保険料を取る以上はということですが、サービスを使わない人も当然納付していただくという、そういう相互扶助の精神で成り立っている制度でございますので、保険料未納の方々については制度への理解、啓発等を十分行いながら収納向上には努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○五番（田口幸一君） 詳細に説明していただきました。よくわかりました。

最後に一点だけ、市長がこれ答えられるべきと小川次長が今答えやっただからもういいです。

市民生活部次長の小野さんのほうから財政調整交付金のカットを受けられないというのが始良市のこの二千八百九十万一千円というのは、

平成二十二年度のカットにつながるという説明がありました。これはよく理解しました。目標は九一％であつたら、この財政調整交付金のカットは受けないという今説明だったですよ。徴収体制とか専門員とか、特別の専門員も配置してあるということでしたが、平成二十二年度の決算の議会ではぜひ大変でしょうが、この九一％の目標を突破するようにプロジェクトチームを介護保険とか、市民税いろいろ収納管理課とかありますから、この九一％、また市民税とか固定資産税とかそういうのも収納率向上を目指して頑張ってくださいと思います。

以上で質疑を終わります。

○議長（兼田勝久君） これで、田口幸一議員の質疑を終わります。

以上で日程第二五、議案第六六から日程第六七、議案第一〇八号までの質疑を終わります。

ここでしばらく休憩します。

午後 三時四十七分休憩

午後 三時四十八分開議

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま議題となつております四十三件の議案については、始良市議会委員会条例第六条第一項及び第二項の規定により、ただいま配付しました決算審査特別委員会委員名簿のとおり議長及び和田議員を除く二十八人の委員をもつて構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することにしたと思います。これが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議題となつております四十三件の議案については配付した決算審査特別委員会委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、この特別委員会に審査を付託することに決定しました。

しばらく休憩します。特別委員会を開き、正副委員長等を決定します。議員控室にお集まりください。

午後 三時 五十分休憩

午後 三時 五十分開議

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで報告します。先ほど設置されました決算審査特別委員会の委員長に有馬研一議員、副委員長に出水昭彦議員が選任されたという報告を受けたのでお知らせをします。

ここでしばらく休憩します。

午後 三時五十一分休憩

午後 三時五十二分開議

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△追加日程第一 発議第一三三号「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に反対する意見書

△追加日程第二 発議第一四号環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）への対応に関する意見書

△追加日程第三 発議第一五号ワクチンへの公費助成を求め

る意見書

○議長（兼田勝久君） お諮りします。ただいま市民福祉常任委員長より発議第一三号「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に反対する意見書と、発議第一五号ワクチンへの公費助成を求める意見書が、産業文教常任委員長より発議第一四号環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）への対応に関する意見書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第一、追加日程第二、追加日程第三として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。発議一三号、発議第一四号、発議一五号の三案件を日程に追加し、追加日程第一、追加日程第二、追加日程第三として議題とすることに決定しました。

追加日程第一、発議第一三号「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に反対する意見書を議題にします。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第一三号は会議規則第三十七条第三項の規定により趣旨説明及び委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。発議第一三号は趣旨説明及び委員会付託を省略することに決定しました。

市民福祉常任委員長登壇願います。

「市民福祉常任委員長横山 弘君登壇」

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありま

せんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

これから採決します。発議第一三号「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に反対する意見書は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。発議第一三号「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に反対する意見書は、原案のとおり可決されました。

追加日程第二、発議第一四号環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）への対応に関する意見書を議題にします。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第一四号は会議規則第三十七条第三項の規定により趣旨説明及び委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。発議第一四号は趣旨説明及び委員会付託を省略することに決定しました。産業文教常任委員長登壇を願います。

「産業文教常任委員長笹井 義一君登壇」

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありま
せんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

これから採決します。発議第一四号環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）への対応に関する意見書は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。発議第一四号環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）への対応に関する意見書は、原

案のとおり可決されました。

追加日程第三、発議第一五号ワクチンへの公費助成を求める意見書を議題にします。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第一五号は会議規則第三十七条第三項の規定により趣旨説明及び委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。発議第一五号は趣

旨説明及び委員会付託を省略することに決定しました。

市民福祉常任委員長登壇してください。

「市民福祉常任委員長横山 弘君登壇」

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

これから採決します。発議第一五号ワクチンへの公費助成を求める意見書は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。発議第一五号ワクチンへの公費助成を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

△散 会

○議長（兼田勝久君） これで本日の議事日程は全部終了しました。したがって、本日の会議はこれをもって散会とします。

なお、次の会議は十二月二十四日午前十時から開きます。

○事務局長（有江喜久雄君） 御起立ください。一同、礼。

午後三時五十九分散会